

「自己託送に係る指針の一部を改正する通達（案）」に寄せられた意見に対する見解

※御意見の全体像が分かるように代表的な御意見を抽出し、整理しています。

※基本的に、いただいた御意見から抜粋したのですが、明らかな誤字や変換ミス等は修正しております。

通し 番号	意見内容	見解
1	安定供給の確保のため必要な要件見直しと理解。引き続き需要家間の負担の公平性確保に向けた追加的な措置の検討をお願いしたい。	自己託送の在り方については、今後の自己託送の活用状況を踏まえつつ、再エネ政策や関連する電気事業政策の動向等に応じ、要件の厳格化や制度の見直しを排除せず、必要な検討を不断に行うこととしており、ご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
2	自己託送に係る指針改正案の第5項：自己託送に係る供給行為と特定供給との関係等について、において、当該他の者以外に最終的に電気を使用する者が存在しないことについて宣誓書を提出する内容となっている。この「最終的に電気を使用する者」について、福利厚生関連施設や事業者が存在することも鑑み、小規模な電気使用者は除外してほしい。例えば、工場内に設置されている自動販売機やATMの設置事業者や食堂事業者など。（例：総電気使用量の5%未満の使用者は除外する）	一の需要場所内において、専ら自己託送利用者に供される業務等（例えば、当該利用者が占有する建物内において外部の者が出入りできない空間（セキュリティゲートの内側等）において専ら当該利用者が雇用する者等に対して提供することを目的としたサービスや、当該利用者が他者に同サービスの提供を業務委託している場合など）において使用される電気については、現時点では、指針の「3. 自己託送における需要について」に規定している「自己託送により電気の供給を受ける一の需要場所において、自己託送を利用しようとする者又は当該者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者から他の者に対して電気の融通（一の需要場所内における電気のやり取りをいう。）が行われ、当該他の者が最終的に電気を使用する場合」に該当しないものと考えております。具体的な事例等については、今後、弊庁HPにおいてQ Aにて明確化する予定です。ただし、今後、自己託送の活用状況などを総合的に勘案し、不適切な事例等が認められた場合には、この考え方を改める可能性があることに御留意ください。なお、これに該当しない場合も、電気事業法施行規則第3条第1項第3号に該当することを確認いただく、もしくは、オフサイトPPAといった小売電気事業者を介した手法を活用いただくことが可能です。
3	自己託送に係る指針改正案の第5項：自己託送に係る供給行為と特定供給との関係等について、において、当該他の者以外に最終的に電気を使用する者が存在しないことが条件となっているが、消費する場所が一定規模の工場や事業所である場合、従業員の福利厚生関連施設（自販機や銀行ATM、食堂事業者）が存在することも鑑み、小規模な電気使用者について除外しないと制度活用の機会が大幅に奪われることになりかねない。（例：総電気使用量の5%未満の使用者は除外する）	一の需要場所内において、専ら自己託送利用者に供される業務等（例えば、当該利用者が占有する建物内において外部の者が出入りできない空間（セキュリティゲートの内側等）において専ら当該利用者が雇用する者等に対して提供することを目的としたサービスや、当該利用者が他者に同サービスの提供を業務委託している場合など）において使用される電気については、現時点では、指針の「3. 自己託送における需要について」に規定している「自己託送により電気の供給を受ける一の需要場所において、自己託送を利用しようとする者又は当該者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者から他の者に対して電気の融通（一の需要場所内における電気のやり取りをいう。）が行われ、当該他の者が最終的に電気を使用する場合」に該当しないものと考えております。具体的な事例等については、今後、弊庁HPにおいてQ Aにて明確化する予定です。ただし、今後、自己託送の活用状況などを総合的に勘案し、不適切な事例等が認められた場合には、この考え方を改める可能性があることに御留意ください。なお、これに該当しない場合も、電気事業法施行規則第3条第1項第3号に該当することを確認いただく、もしくは、オフサイトPPAといった小売電気事業者を介した手法を活用いただくことが可能です。
4	再生エネルギー促進と逆行する内容と思われます。案に記載がある「工場」しかほぼ該当しないと思われます。 建物を所有する側からいえば、一店舗・一テナントでも外部に貸し出せば該当しないと受け取れるものであり、一部事業者のみが利用できる完全な締め出し指針となっているかと思われます。 中小企業においては、ほぼ利用できなくなる要件です。	需要家が自ら再エネ設備に投資を行い、その設備により発電した電気を活用する取組は、再エネの導入拡大の観点からも重要です。こうしたことから、政府としても小売電気事業者を介して需要家が特定の再エネ電源等から電気の供給を受けるオフサイトPPA等の取組について、これまで継続的な支援を行っております。他方で、自己託送においては再エネ賦課金が課されないことから、従来から負担の公平性について審議会等において指摘がなされているところです。今回の自己託送の要件厳格化の内容は、こうしたことも勘案し、要件が明確であること、再エネの導入拡大や電気事業制度全体とのバランス、自己託送を活用する案件が急増している実態も踏まえた迅速な対応が可能であるかといった点を考慮したものです。その上で、今後の自己託送の活用状況を踏まえつつ、再エネ政策や関連する電気事業政策の動向等に応じ、要件の厳格化や制度の見直しを排除せず、必要な検討を不断に行うこととしており、御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
5	PPA事業に従事する者です。今回の変更におきましては再エネ賦課金逃れを防止することが主目的と理解しました。であれば、再エネ賦課金を比率で課すなどに変更されるいかがでしょうか。小売電気事業者を仲介する必要があるオフサイトPPAのみとされると仲介料が余計に発生し、最終消費者への負担が増すばかりとなります。また、自社なしし関係会社設備のみ自己託送対象と狭められると、例えば再エネオフィスや再エネマンション等を売りにしていた不動産に多大な影響を及ぼすこととなり、いずれも再エネ普及の流れと逆行することになります。自己託送の要件を緩和した結果再エネ事業が活発となった流れを阻害する変更は今一度見直していただければと存じます。	小売電気事業者を介して需要家が特定の再エネ電源等から電気の供給を受けるオフサイトPPAは、再エネ発電設備を保有する発電事業者等と小売電気事業者、需要家などの間において締結される契約に基づいて行われるものであり、必ずしも仲介料等が大きくなるとは限らないと考えられますが、オフサイトPPAの活用拡大に向けては、引き続き、必要に応じて補助金等の支援策やツール整備等を検討してまいります。また、今回の自己託送の要件厳格化の内容は、現在の自己託送の活用状況を勘案し、要件が明確であること、再エネの導入拡大や電気事業制度全体とのバランス、自己託送を活用する案件が急増している実態も踏まえた迅速な対応が可能であるかといった点を考慮したものです。その上で、自己託送の在り方については、今後の自己託送の活用状況を踏まえつつ、再エネ政策や関連する電気事業政策の動向等に応じ、要件の厳格化や制度の見直しを排除せず、必要な検討を不断に行うこととしており、御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
6	発電設備の所有に係る要件の厳格化内容に反対し、電気の最終消費者に係る要件の厳格化内容に賛成します。	自己託送は、需要家が保有する自家発電設備による余剰電力の有効活用を目的とした制度であり、本来、他者が保有する発電設備を用いて発電した電気を活用することを想定した仕組みではありません。足下で確認された事例においては、他者が開発・設置した発電設備の貸与を受けた上で、需要家が当該設備の名義上の管理責任者となることにより、自己託送を利用している場合があり、こうした事例については自己託送の制度趣旨に反するものと考えております。今回の自己託送の要件厳格化の内容は、現在の自己託送の活用状況を勘案し、要件が明確であること、再エネの導入拡大や電気事業制度全体とのバランス、自己託送を活用する案件が急増している実態も踏まえた迅速な対応が可能であるかといった点を考慮したものです。その上で、自己託送の在り方については、今後の自己託送の活用状況を踏まえつつ、再エネ政策や関連する電気事業政策の動向等に応じ、要件の厳格化や制度の見直しを排除せず、必要な検討を不断に行うこととしており、御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
7	再生可能エネルギー促進のための国民負担である再エネ賦課金を制度悪用にて逃れるという行為に対し、規制強化することは再生可能エネルギーへの国民理解を考慮するうえで必要不可欠な取り組みであるものと考え、本改正を歓迎いたします。しかしながら、やったもの勝ちといった取得権を認めることは不適切であり、改正案「5. 自己託送に係る供給行為と特定供給との関係等について」に述べられており、新規にとどまらず、自己託送利用者の全てに対し、宣誓書を徴求すべきであり、既存利用者のうち宣誓書未提出者に対しては、一定期間の経過措置を以て、自己託送に係る契約の解除とすべきではないか。	改正前の指針等に基づいて実施されている自己託送は、関係法令等に違反しているとは認められないことから、今回の厳格化後の要件を適時的に適用し契約解除等を強制することは困難であると認識しております。他方で、厳格化後の要件の適用開始までに期間を確保しすぎた場合、駆け込み案件が増加すること等も勘案し、今回の厳格化に当たっては、経過措置期間を短く設定しております。

<p>1 自己託送により電気の供給を受ける一の需要場所において、当該者又は当該者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者から他の者に対して電気の融通が行われ、当該他の者が最終的に電気を使用する場合には、当該者と当該一の需要場所内における当該他の者全てとの間に密接な関係を有することを証する書類を提出するとともに、当該他の者以外に最終的に電気を使用する者が存在しないこと（当該一の需要場所内における他の者が存在しない場合には、当該者又は当該者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者以外に最終的に電気を使用する者が存在しないこと）について宣誓書を提出する必要がある。加えて、宣誓した内容に虚偽があった場合は、自己託送に係る契約の解除を受け入れることについてあらかじめ同意する必要がある。 ⇒商業施設やオフィスビルなどでは、テナントで入っている企業も多く存在する。発電設備及び需要場所の契約者が同じ企業の場合に、自己託送が認められなくなるのは、需要家に対して不利になる。</p> <p>2 需要家主導の太陽光の導入に伴う補助金はあるが、中に入る発電事業者が多く利益をとる構造が生まれてしまう可能性が高い。</p> <p>3 リース型などに対しては、再エネ賦課金を40%徴収するなどの、自己託送とオフサイトPPAの中間のような仕組みを作ってはどうか。</p> <p>4 発電設備が自社保有の場合でも、業者にメンテナンスなどは頼んでいることが多いがそれも不可なのか。</p>		<p>自己託送により送電した電気を自ら消費せずに、一の需要場所内で密接な関係を有しない他者に供給（融通）している事例については、自己託送の制度趣旨に反すると考えられます。今回の自己託送の要件厳格化の内容は、現在の自己託送の活用状況を勘案し、要件が明確であること、再エネの導入拡大や電気事業制度全体とのバランス、自己託送を活用する案件が急増している実態も踏まえた迅速な対応が可能であるかといった点を考慮したものです。その上で、現行の電気事業法上、密接な関係を有しない他者に電気の供給を行う場合は小売供給に該当し、自己託送に該当しない場合にはオフサイトPPAを含め小売供給により電気の供給を行うことが可能であり、需要家にとって不利であるという御指摘には当たらないと考えております。</p> <p>小売電気事業者を介して需要家が特定の再エネ電源等から電気の供給を受けるオフサイトPPAは、再エネ発電設備を保有等する発電事業者等と小売電気事業者、需要家などの間において締結される契約に基づいて行われるものであり、オフサイトPPA固有の規制等はありません。その上で、オフサイトPPAの活用拡大に向けては、引き続き、必要に応じて補助金等の支援策やルール整備等を検討してまいります。</p> <p>自己託送制度については、今後の自己託送の活用状況を踏まえつつ、再エネ政策や関連する電気事業政策の動向等に応じ、要件の厳格化や制度の見直しを排除せず、必要な検討を不断に行うこととしております。また、再エネ賦課金の負担の在り方についても、必要に応じた検討をしてまいります。</p> <p>第68回電力・ガス基本政策小委員会においては、自己託送において発電設備の維持・運用等に係る主たる業務を外部委託しているような場合には、自己託送の対象ではないことを明確化することも検討されましたが、どのような業務を自ら実施すべきと位置付けるかについて整理が必要であることや、外部委託している場合であっても、あくまで業務の責任主体は委託元であり、その線引きについて精査が必要であること等から、今回の改正内容には含まれておりません。ただし、上述の通り、今後も要件の厳格化や制度の見直しを排除せず、必要な検討を不断に行うこととしております。</p>
<p>8 9</p>	<p>①2023年12月末までに接続検討申請を行っている案件は、接続供給契約の新規申込みの受付停止の対象外という理解でよいか。</p> <p>②その場合、一般送配電事業者が、接続供給契約の申込まで一旦停止するなど「手探りの対応」とならないように、一送にもできるだけ明確に通知をして頂きたい。</p> <p>③不動産会社が、自社で土地取得・開発・設置する自社所有の再エネ発電設備で発電した電力を、自社保有の不動産物件で、そのテナント会社と共に消費するというもので自己託送の趣旨に反していないと考えられるのではないか。</p> <p>④「発電側」については、自社物件でのリース活用の場合、制度趣旨に反する例として挙げられている「他社からのリース等」に当たらず問題がないと考えるがどうか。</p> <p>⑤「需要側」については、デパートやモール等需要場所内で複数の他者に電力融通を行っている事例が挙げられているが、小売事業者（デパート、総合スーパー等）がテナントと電力融通するのと違い、不動産会社が自社保有のモール、ホテル、オフィスビル等の不動産物件で再エネ電力としてテナントに供給を行うのは、必ずしも自己託送の趣旨に反していないのではないか。</p>	<p>第68回電力・ガス基本政策小委員会において、令和6年1月1日以降、改正後の指針が施行されるまでの期間については、現場の混乱を回避する観点等を踏まえ、一般送配電事業者における自己託送における接続供給契約の新規申込みの受付を停止することとされました。令和5年12月末以前に、自己託送における接続供給契約の新規申込みが完了しているものについて契約締結に向けた手続きを停止するものではありませんが、指針改正に際してパブリックコメントが行われていたことも考慮し、令和5年以前に接続検討申込みが完了しているか否かに関わらず、上記対応をすることとしております。なお、資源エネルギー庁より一般送配電事業者に対して、上記内容を踏まえた受付停止の指示を行っております。</p> <p>自己託送の制度趣旨を踏まえれば、自己託送により送電した電気の最終消費者に該当するのは、自家発電設備を保有する需要家もしくは当該需要家と密接な関係を有する者であり、自己託送により送電した電気を自ら消費せずに、一の需要場所内で密接な関係を有しない他者に供給（融通）している事例については、自己託送の制度趣旨に反すると考えられます。また、需要側について不動産会社が所有している物件であっても、自己託送利用者と密接な関係を有しない他者が最終的に電気を消費するのであれば、上記のとおり、自己託送の制度趣旨に反すると考えます。</p> <p>他者が開発・設置した発電設備の譲渡又は貸与等を受けて、名義上の管理責任者となるような場合（完全子会社からの譲渡を除く）については、自己託送の対象とはならないことを明確化し、自ら開発投資を行い発電設備を設置している場合について自己託送の対象となることを明確化しております。</p>

10	<p>省エネ法の第一種指定事業者であり、省エネ法で非化石化への転換施策について報告を求められている中で、自社（100%子会社含む）で再生電源を保有し、保有管理物件へ再生エネルギーを自己託送することで非化石化を計画しています。ただ当社の保有、管理物件はテナントビルであり、今回の指針でテナント部分は再生エネルギー課金逃れだと言われておりますが、当社は再生エネルギーに投資しており、国のカーボンニュートラル化の一環を担うものと考えております。再生エネルギー課金は、国のカーボンニュートラル化のために、一般事業者に電源開発を促すためにある制度と考えます。そのため、投資をしない（事業リスクを負わない）のであれば、課金逃れと言われても致し方ありませんが、投資をした上で自社管理を行う物件の自己託送はテナントビルでも認めて頂きたいと考えます。</p>	<p>自己託送の制度趣旨を踏まえれば、自己託送により送電した電気の最終消費者に該当するのは、自家用発電設備を保有する需要家もしくは当該需要家と密接な関係を有する者であり、自己託送により送電した電気を自ら消費せずに、一の需要場所内で密接な関係を有しない他者に供給（融通）している事例については、自己託送の制度趣旨に反すると考えております。また、現行の電気事業法上、密接な関係を有しない他者に電気の供給を行う場合は小売供給に該当し、自己託送に該当しない場合は小売供給により電気の供給を行うことが可能であり、こうした事例については、オフサイトPPA等を活用した形態により再生エネルギーを活用することが望ましいと考えております。今回の自己託送の要件厳格化の内容は、現在の自己託送の活用状況を勘案し、要件が明確であること、再生エネルギーの導入拡大や電気事業制度全体とのバランス、自己託送を活用する案件が急増している実態も踏まえた迅速な対応が可能であるかといった点を考慮したものです。なお、再生エネルギーについては、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法において、小売電気事業者等が電気の使用者に対し支払を請求することができる旨が規定されております。</p>
11	<p>○本改正により制度悪用事例を抑制することはやむを得ないが、本来の自己託送を検討している事業者に悪影響をもたらさない／萎縮させない配慮は可能な限り必要。 ○また、今後検討することとなっている「発電設備の維持・管理に係る要件【案2】」において、「発電量予測・需要量予測（発電計画・需要計画作成）」を行える事業者は極めて限られるため、実態をよく理解したうえで制度設計を行っていただきたい。</p>	<p>第68回電力・ガス基本政策小委員会においては、自己託送において発電設備の維持・運用等に係る主たる業務を外部委託しているような場合には、自己託送の対象ではないことを明確化することも検討されましたが、どのような業務を自ら実施すべきと位置付けるかについて整理が必要であることや、外部委託している場合であっても、あくまで業務の責任主体は委託元であり、その線引きについて精査が必要であること等から、今回の改正内容には含まれておりません。</p>
	<p>自社の倉庫需要家の電源として再生エネルギーを使用したいと考え、下記のような設備仕様、資金調達で計画中の新設案件であるが、 1. 自社で開発、新築倉庫に太陽光発電設備を自社倉庫の屋根上に設置する 2. 発電設備を設置した倉庫自家消費需要を超過した余剰発電電力について自己託送スキームを利用 3. 発電場所とは違う需要家側の「自社倉庫へ電源」を供給する 4. 発電設備設置資金調達先は、自社資金、リース会社、エネルギーサービスを検討 上記案件で下記の質問があります。 1. このような案件で、発電設備の建設資金調達はリースやエネルギーサービスで行った場合、「該当箇所の事例」と判断されるのでしょうか？ 2. 「該当箇所の事例」の適用外とするには、その発電設備の建設資金は自社資金で賄う必要があるのでしょうか？ 3. 「他者開発とリース、エネルギーサービス」のキーワードで「名義上の管理責任者」と判断されるのですか？ ここからが意見であるが、自社の需要家に設置した発電設備の「余剰電力」を他の自社需要家に供給する時、その需要家側の受電キュービクルの所有者、管理者が「自社」である誓約書を提出させることを前提にその新設設備建設に係る資金調達方法にかかわらず自己託送の適用対象とする。</p>	<p>自己託送は、需要家が保有する自家用発電設備による余剰電力の有効活用を目的とした制度であり、本来、他者が保有する発電設備を用いて発電した電気を活用することを想定した仕組みではありません。足下で確認された事例においては、他者が開発・設置した発電設備の貸与を受けた上で、需要家が当該設備の名義上の管理責任者となることにより、自己託送を利用している場合があり、こうした事例については自己託送の制度趣旨に反するものと考えております。したがって、他者が開発・設置した発電設備の譲渡又は貸与等を受けて、名義上の管理責任者となるような場合（完全子会社からの譲渡を除く）については、自己託送の対象とはならないことを明確化しております。</p>
12	<p>自社社員で対応できること以外は外部委託で、受電、発電設備の維持管理を行っているのが現状である。「名義上の管理責任者」を判断する基準が、受電、発電設備の維持管理内容について、「すべて外部委託すること」と記載があるが、「自社社員」で実施不可能な項目を維持管理するには、コストや人材確保の観点から見ても自己託送を利用した再生エネルギー普及を妨げる要因になると考えます。以上の観点も踏まえた「すべて」の項目を精査して欲しい。</p>	<p>指針を改正するに当たり、自己託送において発電設備の維持・運用等に係る主たる業務を外部委託しているような場合には、自己託送の対象ではないことを明確化することが考えられましたが、どのような業務を自ら実施すべきと位置付けるかについて整理が必要であることや、外部委託している場合であっても、あくまで業務の責任主体は委託元であり、その線引きについて精査が必要であること等から、今回の改正内容には含まれておりません。今後の自己託送の活用状況を踏まえつつ、更なる要件の厳格化や制度の見直しを排除せず、必要な検討を不断に行ってまいります。</p>
	<p>一つの発電地点から発電電力の全量送電を防止するために、 1. 発電設備の運転に必要な補機電源として、消費する電力については、自家消費と認めない 2. 上記の具体的な内容であるが、太陽光発電所に限って言えば、PCS制御電源、PCS冷却用ファン、エアコン電源、PCS収納パッケージの照明電源、発電所用遠隔監視装置用の制御電源、それらの電源のUPS充電電源）が考えられる。 一方、明らかに一つの発電地点において、発電設備補機以外の「自家消費需要」の電気負荷の存在を構内図、単線結線図、電気負荷リストで確認できた場合は、自己託送を認める。</p>	<p>第68回電力・ガス基本政策小委員会においては、自己託送において発電設備の維持・運用等に係る主たる業務を外部委託しているような場合には、自己託送の対象ではないことを明確化することも検討されましたが、どのような業務を自ら実施すべきと位置付けるかについて整理が必要であることや、外部委託している場合であっても、あくまで業務の責任主体は委託元であり、その線引きについて精査が必要であること等から、今回の改正内容には含まれておりません。</p>
	<p>要件明確性として案1～4までであり、2月12日以降厳格化される内容は案1と案4について適用をされようとしているが、余剰電力の定義つまり、案3の電気の性格の部分を明確にせずに、厳格化を進めるのは、自己託送の制度精神から反する。</p>	<p>今回の自己託送の要件厳格化の内容は、現在の自己託送の活用状況を勘案し、要件が明確であること、再生エネルギーの導入拡大や電気事業制度全体とのバランス、自己託送を活用する案件が急増している実態も踏まえた迅速な対応が可能であるかといった点を考慮したものです。その上で、自己託送の在り方については、今後の自己託送の活用状況を踏まえつつ、再生エネルギー関連する電気事業政策の動向等に応じ、要件の厳格化や制度の見直しを排除せず、必要な検討を不断に行うこととしており、御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
13	<p>改正後の指針案「3. 自己託送における需要について」のなかで、自己託送における一の需要場所の中にある需要について規定されようとしているが、工場などにおいては一の需要場所の中で、その製造にかかわる関係会社や業務委託先などがともに業務を営むことは多い。そのすべてが密接な関係を有しない限り自己託送が認められないとされると、大規模な自家発電などの余力の有効活用を阻害する懸念があると考えられる。一の需要場所の中における利用に関しては、自己託送を利用しようとする者または当該者と密接な関係性のあるものが過半の量を使用している、などの要件など、複数の事業者がある事例における密接な関係性の判断など、自己託送の利用が可能となる解釈・凡例などをご検討願いたい。</p>	<p>同一構内といわゆる協力会社等の他の需要家が存在する場合、原則として、自己託送を利用することはできません。ただし、当該他の需要家が存在する場合であっても、電気事業法施行規則第3条第1項第3号を満たす場合や各送配電事業者の託送約款に従って接続供給契約を個別に締結する場合には、当該同一構内の一部又は全部で自己託送を利用することが可能です。</p>
14	<p>改正後の指針案「3. 自己託送における需要について」のなかで、一の需要場所の中における利用、および自己託送を利用しようとする者又は当該者と密接な関係を有する者（自己託送を利用しようとするもの等）が、他者が設置した受変電設備を譲渡又は貸与等を受けて維持し、及び運用する場合について記載されようとしているが、共同受電方式など受電設備を共同で利用する場合であっても、自己託送を利用する者等が所有し運用する受電設備を複数者が利用する場合に、それぞれ個別の計量により使用電力が区分され、自己託送を利用する者等の使用電力が明確な場合は、当該需要は、自己託送における需要と考えてもよいのではないかと。</p>	<p>御指針の規定は、他者が設置等した受変電設備の譲渡又は貸与等を受けることで、自己託送を利用しようとする者が当該設備の名義上の管理責任者となり、自らの需要であるとして自己託送を利用しようとする場合は自己託送の対象とはならないことを明確化したものです。自己託送により送電した電気を自ら消費せずに、一の需要場所内で密接な関係を有しない他者に供給（融通）している事例については、自己託送の制度趣旨に反すると考えられます。また、一般送配電事業者の託送供給等約款上、使用電力量の算定にあたっては、供給地点で計量された電力量が用いられるため、一の需要場所内における電気の供給（融通）先に個別に取り付けられた計量器における計量値を元に電力量の算定は行われません。</p>

15	<p>・12月26日の電ガ小委のアーカイブ配信を聞いて気がついたが、複数の委員が事務局に対して「リースは基本NG（＝所有でないダメ）」とする考え方の妥当性を問い正したのに対して、事務局（電市長）が回答を完全にスルー（無視）したという厳然たる事実をまずはこの意見を通じて指摘させて頂きたい。</p> <p>・その上で、本パブコメにおいても、リース等外形的な形態だけで自己託送の可否を判断するのはおかしいという趣旨の意見が多く出されると想像されるが、改めて、所有でないし何故自己託送の要件を満たさないのか、リースだとなぜ基本NGなのかについて、本パブコメ回答にて論理的にご説明頂きたい。尚、本コメントは、事務局の資料（説明）内容に納得感がないことに起因するものであるが故、当日の資料内容をなぞるだけのような回答は全く回答にならないので、その点ご留意頂きたい。</p>	<p>第68回電力・ガス基本政策小委員会において、委員の皆様から御意見をいただき、事務局からは、再エネ賦課金の負担の公平性の観点も踏まえ、自己託送の制度趣旨に反する事例については一定の範囲で歯止めをかけていく趣旨であることをお答えし、事務局案で進めることについては了承を得られていると認識しております。</p> <p>自己託送は、需要家が保有する自家発電設備による余剰電力の有効活用を目的とした制度であり、本来、他者が保有する発電設備を用いて発電した電気を活用することを想定した仕組みではありません。足下で確認された事例においては、他者が開発・設置した発電設備の貸与を受けた上で、需要家が当該設備の名義上の管理責任者となることにより、自己託送を利用している場合があり、こうした事例については自己託送の制度趣旨に反するものと考えております。また、自己託送においては再エネ賦課金が課されないことから、負担の公平性について審議会において指摘がなされているところです。今回の自己託送の要件厳格化の内容は、現在の自己託送の活用状況を勘案し、要件が明確であること、再エネの導入拡大や電気事業制度全体とのバランス、自己託送を活用する案件が増えている実態も踏まえた迅速な対応が可能であるかといった点を考慮したものです。その上で、自己託送の在り方については、今後の自己託送の活用状況を踏まえつつ、再エネ政策や関連する電気事業政策の動向等に応じ、要件の厳格化や制度の見直しを排除せず、必要な検討を不断に行うこととしております。</p>
16	<p>今回の改正では、不適切な賦課金逃れに対する現実的な対応として、取り急ぎ自己託送の要件厳格化という形で対応を行うものと理解している。一方で、自己託送は自家発自家消費の一形態であること、通常の自家発自家消費では他社所有（ファイナンスの一手法としてのリースなど）やテナントへの電力供給も行われていることを鑑みると、制度趣旨に沿っているか否かは本質的には所有形態や電気の最終消費者により決まるものではないと考える。</p> <p>そこで、まずは今回の迅速な対応を応急的な処置と位置づけて実施したのち、今後より詳細な検討を進め、不適切な賦課金逃れがない形で、改めて自己託送を適切に活用できる制度を整備していただけないか。その際には、前述の通り所有形態や電気の最終消費者に基づき判断する今回の応急的な要件に代わり、より精緻化した要件により賦課金逃れの排除と積極活用を両立する制度を検討頂けないか。</p>	<p>自己託送の在り方については、今後の自己託送の活用状況を踏まえつつ、再エネ政策や関連する電気事業政策の動向等に応じ、要件の厳格化や制度の見直しを排除せず、必要な検討を不断に行うこととしており、ご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
16	<p>設備の所有形態等は本質的な判断基準ではないため、今回の改正後、改めてより制度主旨に即した方法を検討していただきたい。その際、第68回電力・ガス基本政策小委員会資料3で示された「案3」の通り、自家消費を除いた余剰電力を送電する場合のみ自己託送の対象として明確化することについて賛同する。FITの地域活用要件である30%などを参考に下限を設定し、なるべく自家消費したうえで余った再エネ電力を自己託送する場合は認めていく方向性が妥当ではないか。</p> <p>第68回電力・ガス基本政策小委員会資料3で示され、現状確定していない「案2」について、自家発電設備であっても維持・運用を他社に委託する事例は多い。例えばコージェネレーションシステム等発電設備の維持管理業務は専門的なノウハウが必要であり、委託することが現実的であることも鑑み、維持・運用の最終的な責任を自己託送契約者が実質的に負っていただければ、委託も認める方向性で整理すべきではないか。</p>	<p>自己託送の在り方については、今後の自己託送の活用状況を踏まえつつ、再エネ政策や関連する電気事業政策の動向等に応じ、要件の厳格化や制度の見直しを排除せず、必要な検討を不断に行うこととしており、ご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>自己託送の在り方については、今後の自己託送の活用状況を踏まえつつ、再エネ政策や関連する電気事業政策の動向等に応じ、要件の厳格化や制度の見直しを排除せず、必要な検討を不断に行うこととしており、ご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
17	<p>「自社で開発投資を行う」にあたって外部から資金調達（ファイナンス）のみ行う場合は自己託送利用者に該当するという判断で良いでしょうか。</p> <p>また、当該ファイナンスにて対象とする非電気事業用電気工作物に担保設定を行う場合や、返済額が発電量に応じた変動制である場合でも同様に当該者は自己託送利用者に該当するという判断でよろしいでしょうか。</p> <p>仮に、自社での開発投資に伴うファイナンスが貸与等と同様に自己託送の対象から外れるとなると、自己託送を検討する者は100%自己資金での開発投資が条件となり「再エネ導入の拡大」という本制度の趣旨にそぐわないのではないかと考えます。</p> <p>実務上、自己託送の取り始めにあたっては一般送配電事業者（場合によっては経済産業局、経済産業省）へ自己託送制度に適合しているか否かの確認と、接続供給契約等の手続きに数カ月から半年以上の時間を要している現状を踏まえ今回の指針変更を織り込んだガイドラインを作成頂き、再エネ拡大の一つの手法として自己託送が活用できるのかどうかの判断をスムーズに行える体制づくりを希望します。</p>	<p>自己託送の在り方については、今後の自己託送の活用状況を踏まえつつ、再エネ政策や関連する電気事業政策の動向等に応じ、要件の厳格化や制度の見直しを排除せず、必要な検討を不断に行うこととしており、ご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>自己託送の在り方については、今後の自己託送の活用状況を踏まえつつ、再エネ政策や関連する電気事業政策の動向等に応じ、要件の厳格化や制度の見直しを排除せず、必要な検討を不断に行うこととしており、ご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
18	<p>「リース事業の範囲」<input checked="" type="checkbox"/></p> <p>基本的に、賦課金逃れを目的としている案件については、厳格化を進めるべきと考えます。</p> <p>一方で、事業者の発電設備設置については、資金負担の手法としてリースを活用することも会計上行うケースもあります。今回指摘されたこととあり、導入事例の中で、他社が開発したものの名義貸しは禁止すべきであるが、リース事業すべてを禁止するべきではないと考えます。事業者自らが行う、金融面でリースの活用は資金計画で重要な手法であり、自己託送の範囲としていただきたい。</p>	<p>自己託送の在り方については、今後の自己託送の活用状況を踏まえつつ、再エネ政策や関連する電気事業政策の動向等に応じ、要件の厳格化や制度の見直しを排除せず、必要な検討を不断に行うこととしており、ご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

19	<p>自己託送要件の厳格化は電力事業の公平性・公益性の観点からも重要な視点かと思える。一方で、需要家目線に立てば、フィジカルでの再生エネ導入を検討する場合の選択肢でもう一つ残る「オフサイトPPA」は、導入ハードルが緩和されるべきと考える。具体的には、オフサイトPPA導入時の、再生エネ供給側小売電気事業者と、負荷追従側小売電気事業者間の容量拠出金負担に係る不公平感の是正が必要と考える。</p>	<p>自己託送の在り方については、今後の自己託送の活用状況を踏まえつつ、再生エネ政策や関連する電気事業政策の動向等に応じ、要件の厳格化や制度の見直しを排除せず、必要な検討を不断に行うこととしており、ご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
20	<p>以下の赤字・二重下線部分を追記する。</p> <p>他の者が設置した非電気事業用電気工作物を譲渡又は貸与等受けて維持し、及び運用する者は自己託送利用者に原則として該当しない。ただし、自己託送を利用しようとする者の完全子会社…</p> <p>【理由】</p> <p>以下の理由から非電気事業用電気工作物（以下、発電設備）を需要家内に設置して省エネを図るためにエネルギーサービスを活用してコージェネレーション（以下、コージェネ）を用いた自己託送をするものに関しては、指針に記載されている『他の者が設置した非電気事業用電気工作物』の例外にすべきと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電設備を導入する需要家においてエネルギーサービスを活用して導入するケースは一般的なものとなっており、国の補助金(省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業、災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金におけるエネルギーサービス（ESCO含む）)においても認められたスキームである。 ・上記のエネルギーサービスは初期投資負担の軽減を目的としたリースとは大きく異なり、発電設備導入後も効果検証や運用改善を実施するなど持続的な省エネを可能にするもので、脱炭素にも大きく貢献する。長期的な視点においてもエネルギーサービスによる発電設備の導入は今後もより一層推進すべきものである。 ・特に発電設備の内、コージェネを用いたエネルギーサービスについては、発電と同時に発生する排熱を活用する省エネを目的とした事業である。 ・コージェネを導入する需要家の事業所において熱電バランスから発電量が排熱量を上回るケースがあり、その場合に熱需要が少ない他の事業所に送電網を利用して自己託送することは、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律で推進されている連携省エネの考え方にも則っている。 	<p>自己託送は、需要家が保有する自家用発電設備による余剰電力の有効活用を目的とした制度であり、本来、他者が保有する発電設備を用いて発電した電気を活用することを想定した仕組みではありません。足下で確認された事例においては、他者が開発・設置した発電設備の貸与を受けた上で、需要家が当該設備の名義上の管理責任者となることにより、自己託送を利用している場合があり、こうした事例については自己託送の制度趣旨に反するものと考えております。したがって、他者が開発・設置した発電設備の譲渡又は貸与等を受けて、名義上の管理責任者となるような場合（完全子会社からの譲渡を除く）については、自己託送の対象とはならないことを明確化し、自ら開発投資を行い発電設備を設置している場合について自己託送の対象となることを明確化しており、活用しているエネルギー源によって、扱いを変えることは想定しておりません。</p>
20	<p>以下の赤字・二重下線部分を追記する。</p> <p>自己託送を利用しようとする者は、原則として他の者が設置した非電気事業用電気工作物を譲渡又は貸与等を受けて維持し、及び運用するのではなく、自ら設置した非電気事業用電気工作物を維持し、及び運用していること…</p> <p>【理由】</p> <p>以下の理由から非電気事業用電気工作物（以下、発電設備）を需要家内に設置して省エネを図るためにエネルギーサービスを活用してコージェネレーション（以下、コージェネ）を用いた自己託送をするものに関しては、指針に記載されている『他の者が設置した非電気事業用電気工作物』の例外にすべきと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電設備を導入する需要家においてエネルギーサービスを活用して導入するケースは一般的なものとなっており、国の補助金(省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業、災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金におけるエネルギーサービス（ESCO含む）)においても認められたスキームである。 ・上記のエネルギーサービスは初期投資負担の軽減を目的としたリースとは大きく異なり、発電設備導入後も効果検証や運用改善を実施するなど持続的な省エネを可能にするもので、脱炭素にも大きく貢献する。長期的な視点においてもエネルギーサービスによる発電設備の導入は今後もより一層推進すべきものである。 ・特に発電設備の内、コージェネを用いたエネルギーサービスについては、発電と同時に発生する排熱を活用する省エネを目的とした事業である。 ・コージェネを導入する需要家の事業所において熱電バランスから発電量が排熱量を上回るケースがあり、その場合に熱需要が少ない他の事業所に送電網を利用して自己託送することは、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律で推進されている連携省エネの考え方にも則っている。 	<p>自己託送は、需要家が保有する自家用発電設備による余剰電力の有効活用を目的とした制度であり、本来、他者が保有する発電設備を用いて発電した電気を活用することを想定した仕組みではありません。足下で確認された事例においては、他者が開発・設置した発電設備の貸与を受けた上で、需要家が当該設備の名義上の管理責任者となることにより、自己託送を利用している場合があり、こうした事例については自己託送の制度趣旨に反するものと考えております。したがって、他者が開発・設置した発電設備の譲渡又は貸与等を受けて、名義上の管理責任者となるような場合（完全子会社からの譲渡を除く）については、自己託送の対象とはならないことを明確化し、自ら開発投資を行い発電設備を設置している場合について自己託送の対象となることを明確化しており、活用しているエネルギー源によって、扱いを変えることは想定しておりません。</p>

21	<p>(略) 自己託送利用者が維持し、及び運用する電気事業法 第二条第一項第五号口に規定する非電気事業用電気工作物と、一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路との接続に係る契約の申込みが完了している場合(ただし、当該申込み完了後に自己託送利用者の名義を変更する場合を除く。)については、なお従前の例による。上記内容について、低圧発電所の開発においては、個別発電所が小規模であるため、開発をスムーズにスピーディーに進めるため、発電所の完成までは必要手続きも含めて施工業者が実施し、完成後に自己託送事業者に名義変更を行うことが一般的となっている。施工業者は自己託送で活用する事業者によって一義的に接続の申し込みを行い、工事負担金の支払いを行っているにすぎず、低圧太陽光発電所の開発においては、契約の申込みも自己託送事業者への名義変更までの一連の手続きと考えられる。</p> <p>また、本施策により申し込み後の名義変更ができなくなると、施工業者が支払い済の工事負担金の回収ができなくなり、急な制度変更に伴う損失が発生、施工業者の資金繰りの悪化が発生する等、民間事業者への負の影響が大きいと考えられる。委員会では開発に関して既に費用が発生している事業に関しては、遡っての取り消しは行わないとのコメントがあったように思っており、低圧発電所の開発に関しては名義変更も認める方向としていただきたい。</p>	<p>自己託送は、需要家が保有する自家用発電設備による余剰電力の有効活用を目的とした制度であり、本来、他者が保有する発電設備を用いて発電した電気を活用することを想定した仕組みではありません。したがって、他者が開発・設置した発電設備の譲渡又は貸与等を受けて、名義上の管理責任者となるような場合(完全子会社からの譲渡を除く)については、自己託送の対象とはならないことを明確化し、自ら開発投資を行い発電設備を設置している場合(自社で開発投資を行い、発電設備の完工に伴って請負契約等に基づく所有権の移転が行われる場合を含む)について自己託送の対象となることを明確化しております。</p> <p>自己託送では、非電気事業用電気工作物や密接関係性等の発電設備に係る要件を確認する必要があり、名義変更によりその主体が別の者に変更する場合は、当該要件を再度確認が必要であることから、低圧設備においては発電設備の連系に係る契約の申込みが令和5年以前に完了しているものについて、令和6年以降に名義変更した場合は、指針改正後の要件を適用することとしております。</p>
21	<p>他の者が設置した非電気事業用電気工作物を譲渡又は貸与等を受けて維持し、及び運用する者は自己託送利用者に該当しない。</p> <p>上記内容に関して、発電・需要設備の所有については、資金調達目的で第三者が所有権を有している場合も多くなり、これを全て対象外とすることは、電力の需要家が再エネ活用において様々な導入方法を選択する自由を妨げる内容となると考えられる。屋根等に設置するオンサイト発電においても、PPA事業者(第三者)が設備を所有することで、需要家の初期投資の資金負担を軽減し、再エネ設備の導入を促進されており、再エネ導入を促進する観点においても第三者による所有の要件だけでなく、今後継続検討となっている他要件と合わせて総合的に判断するようにしていただきたい。</p> <p>適用開始までに期間を確保しすぎた場合、駆け込み案件が増加することも想定され、実務的な混乱を招くことが予想されることと理解ができる一方で、カーボンニュートラルに向けた取り組みは企業経営の重要課題の一つに位置付けられつつあり、適用開始までの期間が短く、2025年度の事業計画にも変更避けられない環境に陥る事例が散見されている。一定の適用開始までの猶予期間を設定するなど、検討料など発電設備側の状況のみならず、需要家の状況も勘案した、適用開始時期の設定をお願いしたい。また、企業経営の重要課題の一つであることから、小売電気事業者を介した手法のみならず、自己託送の様に需要家が主導的にカーボンニュートラルに向けた取り組みを実施できる仕組みを継続的に推進をいただきたい。</p>	<p>自己託送は、需要家が保有する自家用発電設備による余剰電力の有効活用を目的とした制度であり、本来、他者が保有する発電設備を用いて発電した電気を活用することを想定した仕組みではありません。足下で確認された事例においては、他者が開発・設置した発電設備の貸与を受けた上で、需要家が当該設備の名義上の管理責任者となることにより、自己託送を利用している場合があり、こうした事例については自己託送の制度趣旨に反するものと考えております。</p> <p>今回の自己託送の要件厳格化の内容は、現在の自己託送の活用状況を勘案し、要件が明確であること、再エネの導入拡大や電気事業制度全体とのバランス、自己託送を活用する案件が急増している実態も踏まえた迅速な対応が可能であるかといった点を考慮したものでありますが、一般に再エネの導入に当たって、設備の調達手段として「リース」を活用することを否定するものではありません。</p> <p>新たな要件を適用開始する時期については、御指摘の通り駆け込み案件が増加することも想定されることに加え、事業者の費用負担等の状況も勘案して決定しております。小売電気事業者を介して需要家が特定の新エネ電源等から電気の供給を受けるオフサイトPPAは、再エネ発電設備を保有等する発電事業者等と小売電気事業者、需要家などの間において締結される契約に基づいて行われるものであり、御指摘のように需要家が主導した再エネ導入を進めることが可能な仕組みと認識しております。</p>
22	<p>自己託送要件の厳格化は、電力事業の公平性と公益性の観点からも考えるべきだと思います。</p> <p>一方で、需要家の立場から見れば、再エネ導入を検討する場合の選択肢として「オフサイトPPA」が残ります。ただ、その導入にはいくつかのハードルがあり、特に再エネ供給事業者と負荷追随事業者の間で発生する容量掘出金に関する不公平感を解消する必要があるかと存じます。</p>	<p>各小売電気事業者が負担する容量掘出金は、各小売電気事業者の最大需要(kW)を踏まえて算定することとされており、オフサイトPPAを行う場合に、他の小売電気事業者や需要家等との関係での不公平が生じるとは考えておりません。</p>
23	<p>弊社としては、今回の改正の趣旨につき理解いたしますが、手続きとして要件適用の在り方については、慎重なご対応をお願いしたい。</p> <p>創意工夫をしながらカーボンニュートラルに取り組む事業者の行動を阻害することのないよう、関係事業者等の意見も踏まえ、厳格化の趣旨に沿った適切な見直しを行っていただきたい。</p> <p>事業者等へのわかりやすい説明や、疑問への適切な対応をお願いしたい。</p> <p>再エネ賦課金の在り方についても、ご検討をお願いしたい。</p> <p>非電気事業用工作物の譲渡や貸与等によるものを対象外とする考え方が不明瞭であることから、そのご説明とともに、慎重に議論の上、関係事業者等の意見も踏まえ、厳格化の趣旨に沿った適切な見直しを行っていただきたい。</p> <p>委員会での1件別審査は適切な対応とは言えない。慎重に議論の上、関係事業者等の意見も踏まえ、厳格化の趣旨に沿った適切な見直しを行っていただきたい。</p>	<p>新たな要件を適用開始する時期については、御指摘の通り駆け込み案件が増加することも想定されることに加え、事業者の費用負担等の状況も勘案して決定しております。</p> <p>今回の自己託送の要件厳格化の内容は、現在の自己託送の活用状況を勘案し、要件が明確であること、再エネの導入拡大や電気事業制度全体とのバランス、自己託送を活用する案件が急増している実態も踏まえた迅速な対応が可能であるかといった点を考慮したものです。その上で、自己託送の在り方については、今後の自己託送の活用状況を踏まえつつ、再エネ政策や関連する電気事業政策の動向等に応じ、要件の厳格化や制度の見直しを排除せず、必要な検討を不断に行うこととしており、御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>具体的な要件については、今回の指針に加え、第68回電力・ガス基本政策小委員会の資料3においても示された通り、今後事例を蓄積しつつ、Q&A等の作成を検討してまいります。</p> <p>再エネ賦課金の負担の在り方についても、必要に応じた検討が必要であると考えております。</p> <p>自己託送は、需要家が保有する自家用発電設備による余剰電力の有効活用を目的とした制度であり、本来、他者が保有する発電設備を用いて発電した電気を活用することを想定した仕組みではありません。したがって、他者が開発・設置した発電設備の譲渡又は貸与等を受ける場合(完全子会社からの譲渡を除く)については、自己託送の対象とはならないことを明確化し、自ら開発投資を行い発電設備を設置している場合について自己託送の対象となることを明確化しております。</p> <p>今回の自己託送の要件厳格化の内容は、現在の自己託送の活用状況を勘案し、要件が明確であること、再エネの導入拡大や電気事業制度全体とのバランス、自己託送を活用する案件が急増している実態も踏まえた迅速な対応が可能であるかといった点を考慮したものです。その上で、自己託送の在り方については、今後の自己託送の活用状況を踏まえつつ、再エネ政策や関連する電気事業政策の動向等に応じ、要件の厳格化や制度の見直しを排除せず、必要な検討を不断に行うこととしております。</p> <p>具体的な要件については、今回の指針に加え、第68回電力・ガス基本政策小委員会の資料3においても示された通り、今後事例を蓄積しつつ、Q&A等の作成を検討してまいります。その上で、今回検討された内容や考え方に変更を加える必要が考えられる場合等においては、審議会において検討することとしております。</p>

24	<p>昨今の不動産証券化の流れの中、自社所有物件は賃貸物件へと姿を変える流れがあります。</p> <p>テナントビルや商業施設では、実質的な電力消費者は入居テナントであるものの、テナント単体で再生エネを導入することはできないため、電力契約者であるビルや施設の所有者が一括して建物の再生エネ化をする流れになると思います。</p> <p>実質的な電力消費者との間に密接な関係性を求め、テナントビルなどが自己託送の制度から除外されると、都心部の物件でオフサイトからの再生エネ調達に更に難しくなります。</p>	<p>自己託送の制度趣旨を踏まえれば、自己託送により送電した電気の最終消費者に該当するのは、自家発電設備を保有する需要家もしくは当該需要家と密接な関係を有する者であり、自己託送により送電した電気を自ら消費せずに、一の需要場所内で密接な関係を有しない他者に供給（融通）している事例については、自己託送の制度趣旨に反すると考えており、このような事例について自己託送の対象とはならないことを明確化することとしております。</p> <p>その上で、テナントビル等においても、電気事業法施行規則第3条第1項第3号に該当することを確認いただく、もしくは、オフサイトPPAといった小売電気事業者を介した手法を活用いただくこと等により、需要家が自ら投資等を行った再生エネ設備から電気の供給を受けることが可能です。</p> <p>また、各一般送配電事業者の託送供給等約款に規定される要件（各部分の所有者が異なるとき等）を満たせば、各部分をそれぞれ一の需要場所とし、それぞれの需要場所において接続供給契約を締結することが可能です。</p>
25	<p>カーボンハーフ・ニュートラルの達成に向け、各企業が太陽光発電設備の導入促進の中で、高額な初期投資を抑えるため、PPA事業者との協業は今後も増加する傾向にあると思われます。本改正指針が適用された場合、FIP、FIT制度を利用しない再生エネ活用が限定的となり、コーポレートPPAしか選択肢が無くなることとなります。コーポレートPPAの最大の難点は電気小売業者の自由度がなくなることです。PPAの期間中、電気小売業者が一社に固定されることにリスクがあります。自己託送制度は再生エネ賦課金がからまないというメリットはありますが、採用のまたる理由ではなく、託送先の電気小売契約に自由度が残ることにあります。よって、自己託送のみの制度変更を行うのではなく、コーポレートPPAの制度上の不具合の見直しも同時に行うべきと考えます。</p>	<p>一の需要場所内において、専ら自己託送利用者に供される業務等（例えば、当該利用者が占有する建物内において外部の者が出入りできない空間（セキュリティゲートの内側等）において専ら当該利用者が雇用する者等に対して提供することを目的としたサービスや、当該利用者が他者に同サービスの提供を業務委託している場合など）において使用される電気については、現時点では、指針の「3. 自己託送における需要について」に規定している「自己託送により電気の供給を受ける一の需要場所において、自己託送を利用しようとする者又は当該者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者から他の者に対して電気の融通（一の需要場所内における電気のやり取りをいう。）が行われ、当該他の者が最終的に電気を使用する場合」に該当しないものと考えております。具体的な事例等については、今後、弊庁HPにおいてQ Aにて明確化する予定です。ただし、今後、自己託送の活用状況などを総合的に勘案し、不適切な事例等が認められた場合には、この考え方を改める可能性があることに御留意ください。なお、これに該当しない場合も、電気事業法施行規則第3条第1項第3号に該当することを確認いただく、もしくは、オフサイトPPAといった小売電気事業者を介した手法を活用いただくことが可能です。</p>
26	<p>本市では、ごみ焼却工場の焼却余熱で発電した電力のうち余剰電力を、電気事業法の規程に基づく特定供給の許可を取得したうえで、自己託送の手法により、市役所本庁舎や区役所、消防署など本市複数施設に供給する取組みを令和6年4月から小売電気事業者と連携し、実施していくこととしております。</p> <p>本市の取組みは、需要家が保有する自家発電設備による余剰電力を有効活用するという、自己託送の制度主旨に合致しており、また、電力の地産地消や再生エネテンションの低い都市部の公共施設における再生可能エネルギー活用拡大にもつながるものであり、将来的に送電網のごみ焼却工場や受電網の公共施設を拡大していくことも検討したいと考えています。</p> <p>さて、今般意見公募されている自己託送に係る指針の改正案では、その「3. 自己託送における需要について」において、「・当該他の者が最終的に電気を使用する場合においては、当該者と当該一の需要場所内における当該他の者全てとの間に施行規則第3条第1項及び本指針に規定する密接な関係がなければ、当該一の需要場所における需要は、当該者及び当該者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者の自己託送における需要に該当しない。」と示されています。</p> <p>公共施設では、公金取扱い金融機関や郵便局が入居しているほか、市民や職員の利便のため、コンビニ、食堂などの入居、自動販売機の設置等が認められており、また、従来は行政が直営で実施してきた庁舎駐車場等を行政財産目的外使用許可の手法により民間事業者に切り替える事例も増えてきています。</p> <p>こうした中で、施設の一部に民間のテナントや自動販売機を含んでいるだけで自己託送制度が活用できないとの判断がなされることになれば、公共施設への自己託送制度活用は事実上実施困難になります。</p> <p>指針改正案の「2. 自己託送利用者の範囲について」において、「他の者が設置した非電気事業用電気工作物を譲渡又は貸与等を受けて維持し、及び運用する者は自己託送利用者に該当しない。」と新たに規定されることにより、今回改正の目的である「需要家が自ら保有する発電設備の余剰電力の有効活用」は一定担保されると考えられるため、自己託送により電気の供給を受けるすべての者が「密接な関係」を有していなければ一律に制度を活用できないとする制限を設けることのないよう意見を申し上げます。</p> <p>もし、改正案のまま公共施設にも適用された場合については、現行制度に基づいて締結した小売電気事業者との電力供給契約に支障が生じないように、経過措置期間を設けるなど、需要家保護の観点から一定の配慮を請じていただきたい。</p>	<p>一の需要場所内において、専ら自己託送利用者に供される業務等（例えば、当該利用者が占有する建物内において外部の者が出入りできない空間（セキュリティゲートの内側等）において専ら当該利用者が雇用する者等に対して提供することを目的としたサービスや、当該利用者が他者に同サービスの提供を業務委託している場合など）において使用される電気については、現時点では、指針の「3. 自己託送における需要について」に規定している「自己託送により電気の供給を受ける一の需要場所において、自己託送を利用しようとする者又は当該者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者から他の者に対して電気の融通（一の需要場所内における電気のやり取りをいう。）が行われ、当該他の者が最終的に電気を使用する場合」に該当しないものと考えております。具体的な事例等については、今後、弊庁HPにおいてQ Aにて明確化する予定です。ただし、今後、自己託送の活用状況などを総合的に勘案し、不適切な事例等が認められた場合には、この考え方を改める可能性があることに御留意ください。なお、これに該当しない場合も、電気事業法施行規則第3条第1項第3号に該当することを確認いただく、もしくは、オフサイトPPAといった小売電気事業者を介した手法を活用いただくことが可能です。</p>
27	<p>自己託送に係る指針改正案の3. 自己託送における需要について、最終的に電気を使用する者の需要であり、最終電力を消費するまで密接関係性が求められる。しかしながら大規模な工場等では、福利厚生関連施設や協力会社等（以下：その他事業者）が常駐していることが一般的である。こういうケースでも、自己託送制度が利用できるよう、福利厚生関連施設やその他事業者についても、密接な関係に含めるべきである。含められない場合であっても、福利厚生関連施設やその他事業者が使用する電力を除いた量までの自己託送は認めるべきである。</p> <p>【補足】</p> <p>福利厚生関連施設（社員向けの食堂事業者、自動販売機、ATM、旅行会社等） 協力会社（警備会社、設備メンテナンス会社、ガスや危険物取扱等の特殊事業会社等）</p>	<p>自己託送は、需要家が保有する自家発電設備による余剰電力の有効活用を目的とした制度であり、本来、他者が保有する発電設備を用いて発電した電気を活用することを想定した仕組みではありません。したがって、他者が開発・設置した発電設備の譲渡又は貸与等を受ける場合（完全子会社からの譲渡を除く）については、自己託送の対象とはならないことを明確化し、自ら開発投資を行い発電設備を設置している場合について自己託送の対象となることを明確化しております。</p> <p>今回の自己託送の要件厳格化の内容は、現在の自己託送の活用状況を勘案し、要件が明確であること、再生エネの導入拡大や電気事業制度全体とのバランス、自己託送を活用する案件が急増している実態も踏まえた迅速な対応が可能であるかといった点を考慮したものです。その上で、自己託送の在り方については、今後の自己託送の活用状況を踏まえつつ、再生エネ政策や関連する電気事業政策の動向等に応じ、要件の厳格化や制度の見直しを排除せず、必要な検討を不断に行うこととしております。</p>
28	<p>他者が開発・設置した発電設備をリース契約等により借り受ける方法（以下、賃貸型と呼称する）による自己託送について、どのような点が制度趣旨に反しており問題視されているかが不明瞭で、一律に禁止することは不合理であると考えます。</p> <p>「実態としては他社から電気を調達し他社に供給している」（第68回基本政策小委資料3）ことが問題とされているが、賃貸型による自己託送を活用したスキームでは、発電設備を所有する事業者と需要家の間で長期契約によって需要家向けに新規の発電設備を建設する商慣行が一般的であり、一度締結した契約を解除することが困難なことなどを踏まえても、むしろ実態としては需要家が保有する発電設備と解しても支障ないのではないかと考えます。</p> <p>IFRS会計基準では、発電所が需要家の独占的使用状態にある資産と見なされるため、契約期間に渡る発電所賃貸料の債務がバランスシートへの計上が必要となるケースが一般的である。</p> <p>従って、需要家の立場からすれば、バランスシートへの計上がなされることは、賃貸であったとしても事業上の資産として取り扱うという意思表示をしていることと同義である。この点を踏まえると、需要家による設備の保有の形態について、所有と賃貸で区分けした取り扱いをすることに強い違和感がある。</p>	<p>自己託送は、需要家が保有する自家発電設備による余剰電力の有効活用を目的とした制度であり、本来、他者が保有する発電設備を用いて発電した電気を活用することを想定した仕組みではありません。したがって、他者が開発・設置した発電設備の譲渡又は貸与等を受ける場合（完全子会社からの譲渡を除く）については、自己託送の対象とはならないことを明確化し、自ら開発投資を行い発電設備を設置している場合について自己託送の対象となることを明確化しております。</p> <p>今回の自己託送の要件厳格化の内容は、現在の自己託送の活用状況を勘案し、要件が明確であること、再生エネの導入拡大や電気事業制度全体とのバランス、自己託送を活用する案件が急増している実態も踏まえた迅速な対応が可能であるかといった点を考慮したものです。その上で、自己託送の在り方については、今後の自己託送の活用状況を踏まえつつ、再生エネ政策や関連する電気事業政策の動向等に応じ、要件の厳格化や制度の見直しを排除せず、必要な検討を不断に行うこととしております。</p>
28	<p>そもそも、小売電気事業者を介したオフサイトPPAを実施しようとした場合、みなし小売によって寡占状態にあるエリアに於いては、小売マージンを多く求められるなど当地の小売電気事業者から協力を得ることが難しい場合も存在し、需要家にとっては賃貸型による自己託送の選択肢を除いて発電事業者からの再生エネ電気の供給が困難な場合がある。（特に日射量が芳しくない上に積雪影響や除雪費用が掛かるような収益性の確保が困難なエリアで、みなし小売による寡占状況が見受けられる）</p>	<p>小売電気事業者を介して需要家が特定の再生エネ電源等から電気の供給を受けるオフサイトPPAは、再生エネ発電設備を保有等する発電事業者等と小売電気事業者、需要家などの間において締結される契約に基づいて行われるものであり、オフサイトPPA固有の規制等はありません。他方で、自己託送を活用される場合であっても、自己託送ではまかないきれない需要は実態として小売電気事業者から供給を受けることとなり、小売電気事業者から受けるサービスの種類や供給条件等によって供給価格は異なるものと承知しております。</p> <p>その上で、オフサイトPPAの活用拡大に向けては、引き続き、必要に応じて補助金等の支援策やルール整備等を検討してまいります。</p>

29	<p>需要家の立場から意見を投稿いたします。</p> <p>今回の改正は、民間の再生エネルギー開発にブレーキをかけることになるのではないのでしょうか？他のことよりも優先して検討すべき内容なのではないでしょうか？再生エネ普及、脱炭素社会の実現のためにはもっと取り組まねばいけない課題がたくさんあるように思います。</p> <p>自己託送の場合、発電コストやインバランス管理の作業費など再生エネ導入にかかる費用の内訳が明確ですが、オフサイトPPAの場合小売電気事業者が介入することで「サービス単価」としてまとめられてブラックボックス化されており、なぜこんなに高いのか疑問を持つご提案が多くあります。</p> <p>オフサイトPPAを推奨するのであれば、サービス単価の高騰を防ぐこと（内訳明確化など）をセットで行ってほしいです。</p> <p>また補給電力提供ができる旧一電が圧倒的に有利になり、新電力が不利ではないのでしょうか。自己託送は新電力にとっても1つの武器だったように思います。部分供給は本当に嫌がられるしやりにくいです。長期間割引対応不可になるなどデメリットの大きい提示があり断念したこともあります。部分供給もスムーズにできるような環境整理していただきたいです。</p> <p>そもそも自社の費用で発電所の電力を20年という長期間で買い取り、独自で再生エネを増やしているにも関わらず、再生エネ賦課金を支払わなければならないのはなぜなのでしょう？</p> <p>再生エネ賦課金を活用して実施している施策（FITやFIP）や通常電力を利用する人で負担するのはダメなのでしょう？</p> <p>オフサイトPPAの補助金を推奨されていますが活用するとマイナス3～5円/kWhほどになります。一方再生エネ賦課金を支払わない場合マイナス1.4円/kWhです。オフサイトPPAで補助金を使わせるよりも、自己託送で再生エネ賦課金迷れの方が国全体として見て圧倒的にコスパが良いのではと思いがちですがどうでしょうか？</p> <p>需要家から見たら補助金オフサイトPPAの方が割引が多そうに見える良さそうですが、そうではなくあえて自己託送を活用する企業が出てきたのはなぜだと思いますか？補助金が需要家にあまり還元になっていないケースがあるからです（発電コストが下がっているにも関わらず価格が下がらないのは小売電気事業者が利益として受け取っているのではと拝察します）</p> <p>価格を抑える工夫をしながら再生エネ導入を頑張って進めている民間企業の担当者からすると、悲しいです。自社で再生エネを増やすメリットがほとんどないのではと思ってしまう。</p> <p>発電事業者が安心して運営できる利益を確保するのは大事ですが、仲介するだけの小売電気事業者が必要以上の利益を得ている状況は再生エネ普及、脱炭素社会実現にとって大きなマイナスだと思います。何卒是正をお願いいたします。</p>	<p>小売電気事業者を介して需要家が特定の再生エネルギーから電気の供給を受けるオフサイトPPAは、再生エネ発電設備を保有等する発電事業者等と小売電気事業者、需要家などの間において締結される契約に基づいて行われるものであり、オフサイトPPA固有の規制等はありません。その上で、オフサイトPPAの活用拡大に向けては、引き続き、必要に応じて補助金等の支援策やルール整備等を検討してまいります。</p> <p>御指摘の部分供給については、第68回電力・ガス基本政策小委員会において、「競争環境上イコールフットリングとしていわれてきた制度が当時の目的とは異なる形で活用されている例はほかにもあると思う。例えば、常時バックアップや部分供給の緩和などクリームスキミング的な使われ方がされているものがないとはいえないと思う。本来の制度趣旨を逸脱した利用を許すことは結果的に利用者の負担増につながるため、システム改革の検証に当たっては、制度の利用の現状をしっかりと調査し、広域的な観点から制度の改廃の要否について議論」が必要という旨の御意見があったことも踏まえ、今後、制度の在り方を検討してまいります。</p> <p>また、再生エネ賦課金については、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法において、小売電気事業者等が電気の使用者に対し支払を請求することができる旨が規定されております。その上で、再生エネ賦課金の負担の在り方についても、必要に応じた検討をしております。</p>
30	<p>本件改正は、需要家の再生可能エネルギーの調達手段の多様性と、その実現を支援する事業者による、政策支援から自立した再生可能エネルギー開発の多様性を阻害する改正となる可能性もあり、また、国が目指している自立した再生可能エネルギー開発に逆行する可能性もあることから、需要家、及び、その実現を支援する事業者の意見にも耳を傾けていただき、慎重に協議、議論を行った後、改正判断すべきものではないか。</p> <p>一需要場所としての工場や倉庫、オフィスビル、ショッピングセンター等（以下需要場所）において、テナントである事業者が、所有者である需要家との契約により、電力消費が行われているという実態、現実がある状況下において、所有者である需要家との契約関係による電力消費は、所有者である需要家との密接関係性がある場合以外は、所有者である需要家の自己需要としては認めず、一需要場所ではないとして、自己託送における需要として認めないという改正と理解する。</p> <p>然るに、本件改正は、需要家、及び、需要家が所有する工場や倉庫、オフィスビル、ショッピングセンター等のテナントである事業者の再生可能エネルギーの調達手段の多様性と、その実現を支援する事業者による、政策支援から自立した再生可能エネルギー開発の多様性を阻害する改正となる可能性もあり、また、国が目指している自立した再生可能エネルギー開発に逆行する可能性もあることから、需要家、及び、需要家が所有する工場や倉庫、オフィスビル、ショッピングセンター等のテナントである事業者の意見にも耳を傾けていただき、慎重に協議、議論を行った後、改正判断すべきものではないか。</p>	<p>自己託送は、需要家が保有する自家発電設備による余剰電力の有効活用を目的とした制度であり、本来、他者が保有する発電設備を用いて発電した電気を活用することを想定した仕組みではありません。足下で確認された事例においては、他者が開発・設置した発電設備の貸与を受けた上で、需要家が当該設備の意義上の管理責任者となることにより、自己託送を利用している場合があり、こうした事例については自己託送の制度趣旨に反するものと考えております。したがって、他者が開発・設置した発電設備の譲渡又は貸与等を受けて、意義上の管理責任者となるような場合（完全子会社からの譲渡を除く）については、自己託送の対象とはならないことを明確化し、自ら開発投資を行い発電設備を設置している場合について自己託送の対象となることを明確化しております。今回の自己託送の要件厳格化の内容は、現在の自己託送の活用状況を勘案し、要件が明確であること、再生エネの導入拡大や電気事業制度全体のバランス、自己託送を活用する案件が急増している実態も踏まえた迅速な対応が可能であるかといった点を考慮したものです。その上で、自己託送の在り方については、今後の自己託送の活用状況を踏まえつつ、再生エネ政策や関連する電気事業政策の動向等に応じ、要件の厳格化や制度の見直しを排除せず、必要な検討を不断に行うこととしており、御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>自己託送の制度趣旨を踏まえれば、自己託送により送電した電気の最終消費者に該当するのは、自家発電設備を保有する需要家もしくは当該需要家と密接な関係を有する者であり、自己託送により送電した電気を自ら消費せずに、一の需要場所内で密接な関係を有しない他者に供給（融通）している事例については、自己託送の制度趣旨に反すると考えており、このような事例について自己託送の対象とはならないことを明確化することとしております。</p> <p>その上で、テナントビル等においても、電気事業法施行規則第3条第1項第3号に該当することを確認いただく、もしくは、オフサイトPPAといった小売電気事業者を介した手法を活用いただくこと等により、需要家が自ら投資等を行った再生エネ設備から電気の供給を受けることが可能です。</p> <p>また、各一般送配電事業者の託送供給等約款に規定される要件（各部分の所有者が異なるとき等）を満たせば、各部分をそれぞれの需要場所とし、それぞれの需要場所において接続供給契約を締結することが可能です。</p>
31	<p>「他の者が設置した非電気事業用電気工作物を譲渡又は貸与等を受けて維持し、及び運用する者は自己託送利用者に該当しない」という点に関して、一律に禁止することは、再生エネ設備の導入を検討している事業者への影響を及ぼすことから、慎重な検討をお願いしたい。</p> <p>需要場所内において、施設所有者である需要家からテナント等の他社に電気を供給する場合は、「自己託送における需要」の対象外と2023年12月26日開催の第68回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 【資料3】P15に記載されている。一方、省エネ法や温対法においては、施設所有者である需要家が義務を負っており、再生エネ利用を推進する必要がある。については、当該需要家が再生エネ利用の有効な手段の一つである自己託送を活用することができるように、再検討いただきたい。</p>	<p>今回の自己託送の要件厳格化の内容は、現在の自己託送の活用状況を勘案し、要件が明確であること、再生エネの導入拡大や電気事業制度全体のバランス、自己託送を活用する案件が急増している実態も踏まえた迅速な対応が可能であるかといった点を考慮したものです。その上で、自己託送の在り方については、今後の自己託送の活用状況を踏まえつつ、再生エネ政策や関連する電気事業政策の動向等に応じ、要件の厳格化や制度の見直しを排除せず、必要な検討を不断に行うこととしており、御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>自己託送の制度趣旨を踏まえれば、自己託送により送電した電気の最終消費者に該当するのは、自家発電設備を保有する需要家もしくは当該需要家と密接な関係を有する者であり、自己託送により送電した電気を自ら消費せずに、一の需要場所内で密接な関係を有しない他者に供給（融通）している事例については、自己託送の制度趣旨に反すると考えており、このような事例について自己託送の対象とはならないことを明確化することとしております。</p> <p>その上で、テナントビル等においても、電気事業法施行規則第3条第1項第3号に該当することを確認いただく、もしくは、オフサイトPPAといった小売電気事業者を介した手法を活用いただくこと等により、需要家が自ら投資等を行った再生エネ設備から電気の供給を受けることが可能です。</p> <p>また、各一般送配電事業者の託送供給等約款に規定される要件（各部分の所有者が異なるとき等）を満たせば、各部分をそれぞれの需要場所とし、それぞれの需要場所において接続供給契約を締結することが可能です。</p>
32	<p>改正後の指針案「2. 自己託送利用者の範囲について」の中で、自己託送利用者について、自ら設置した非電気事業用電気工作物を維持し、及び運用する者である必要があり、他の者が設置した非電気事業用電気工作物を譲渡又は貸与等を受けて維持し、及び運用する者は自己託送利用者に該当しない、とあるが、工場等において、複数の発電設備を有する場合、その一部にリース等所有者が異なる設備が混在する場合が想定される。すべてが自ら設置した発電設備でなくとも、一部に自ら設置した発電設備が含まれ、その自ら設置した者が自己託送を行う場合は、自己託送利用者として認められるべきと考える。</p>	<p>現行の電気事業法の制度の下では、御指摘のようなケースの場合、接続供給契約において自己託送の対象となる発電設備を特定することが可能となっているため、今回の改正案で規定した要件を含め、自己託送の実施に係るすべての要件を満たしていれば、自ら設置した発電設備に限定して自己託送を行うことは可能です。</p>

33	<p>1点目 大きな制度変更となるため、電気の最終消費者に係る要件の厳正化について、今後も認められる例・認められない例を示していただき、QAやガイドライン等で明示していただけないでしょうか。</p> <p>2点目 2023年12月31日以前から実施している自己託送については、電気の最終消費者が変更(テナントの入れ替え等)もしくは需要側契約電力が変更となった場合でも自己託送継続可能と考えてよいでしょうか。そうであれば、その旨をQAやガイドライン等で明示していただけないでしょうか。</p> <p>3点目 今後、新規に自己託送を開始する際に必要となる宣誓書について、記載例やフォーマットを示していただけないでしょうか。</p>	<p>具体的な要件については、今回の指針に加え、第68回電力・ガス基本政策小委員会の資料3においてもお示ししておりますが、今後事例を蓄積しつつ、Q&A等の作成を検討してまいります。その上で、今回検討された内容や考え方に変更を加える必要が考えられる場合等においては、審議会において検討することとしております。また、宣誓書等の申請様式に関しては、今後、準備が整い次第、各一般送配電事業者からお示しする予定です。</p>
34	<p>オンサイトの自家消費型太陽光発電の延長での導入手法である自己託送は、オンサイトでの導入が難しい建屋、あるいは積雪等の自然環境をクリアするうえで有効な制度であるが、今回の改正で太陽光を初めとする再生可能エネルギーの普及の足かせになる可能性があり、以下の点は、従前どおりとするべきであると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業自体で手続き、運用することは難しく業務委託等で専門性を有する企業のサービスを受けることを許容する。 ・企業の屋号、ブランドは同一であるが、フランチャイズで契約者法人が異なる場合においても、企業活動、再エネ比率達成はフランチャイズを含めて取り組んでおり、同一法人、グループ会社に限らず、広い意味でのフランチャイズ契約もグループ企業として認めるべきであると考えます。 ・再エネ賦課金送れのような、実際はオフサイトPPAであるような形態はもちろん自己託送の趣旨とはことなるので規制することは、問題ないと考える。 ・再エネの普及の上で、自己託送の実現するうえで、自己託送で賄いきれない残りの部分供給については、電力会社に供給を拒否することはないよう指導するべきである。 <p>・ももとの事業運用形態から、今回の自己託送の改正で、自己託送の導入が困難になる業態については、配慮するべきではないか？例えば、ショッピングモールについては、モール運営者と入居テナントの関係、あるいは、物流倉庫と物流倉庫内の使用企業の関係、コンビニ運営企業と、コンビニ各店舗の関係(直営店、FC店)、石油元売り会社とガソリンスタンド(直営店、地場企業、所有、運営企業の形態の違い)資本関係がなくても、実態は一体として企業活動を運営し、CO2削減に努力している企業集団、業態への導入除外にならないようにするべき。</p>	<p>自己託送の制度趣旨を踏まえれば、自己託送により送電した電気の最終消費者に該当するのは、自家用発電設備を保有する需要家もしくは当該需要家と密接な関係を有する者であり、自己託送により送電した電気を自ら消費せずに、一の需要場所内で密接な関係を有しない他者に供給(融通)している事例については、自己託送の制度趣旨に反すると考えており、このような事例について自己託送の対象とはならないことを明確化することとしております。</p> <p>今回の自己託送の要件厳格化の内容は、現在の自己託送の活用状況を勘案し、要件が明確であること、再エネの導入拡大や電気事業制度全体とのバランス、自己託送を活用する案件が急増している実態も踏まえた迅速な対応が可能であるかといった点を考慮したものです。その上で、自己託送の在り方については、今後の自己託送の活用状況を踏まえつつ、再エネ政策や関連する電気事業政策の動向等に応じ、要件の厳格化や制度の見直しを排除せず、必要な検討を不断に行うこととしており、御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>小売電気事業者を介して需要家が特定再生エネルギー等から電気の供給を受けるオフサイトPPAは、再エネ発電設備を保有等する発電事業者等と小売電気事業者、需要家などの間において締結される契約に基づいて行われるものであり、オフサイトPPA固有の規制はありません。その上で、オフサイトPPAの活用拡大に向けては、引き続き、必要に応じて補助金等の支援策やルール整備等を検討してまいります。</p>
35	<p>【該当箇所】 今回の改正経緯に相関がある、以下の①～③の3点が該当箇所である。</p> <p>①「2.自己託送利用者の範囲について」の以下の下線部。 自己託送利用者は、電気事業法(昭和39年法律第170号。以下「法」という。)第2条第1項5号ロに掲げる接続供給を受ける者のことである。自己託送利用者は、自ら設置した法第2条第1項5号ロに規定する非電気事業用電気工作物(以下単に「非電気事業用電気工作物」という。)を維持し、及び運用する者であり、他の者が設置した非電気事業用電気工作物を譲渡又は貸与等を受けて維持し、及び運用する者は自己託送利用者に該当しない。ただし、自己託送を利用しようとする者の完全子会社…(中略)…当該者は自己託送利用者に該当するものとする。</p> <p>②「3.自己託送における需要について」の以下の下線部。 なお、一の需要場所において、自己託送を利用しようとする者又は当該者と密接な関係を有する者が、他の者が設置した受変電設備を譲渡又は貸与等を受けて維持し、及び運用する場合には、当該一の需要場所における需要は、当該者及び当該者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者の自己託送における需要に該当しない</p> <p>③「5.自己託送に係る供給行為と特定供給との関係等について」の以下の下線部。 自己託送を利用しようとする者は、他の者が設置した非電気事業用電気工作物を譲渡又は貸与等を受けて維持し、及び運用するのではなく、自ら設置した非電気事業用電気工作物を維持し、及び運用していること</p> <p>【意見】 サードパーティが介在した非電気事業用電気工作物であったとしても、需要家が設備を保有する取引スキームは存在するため、以下2点要望する。</p> <p>(1)「ただし」書きにサードパーティが介在しても、需要家が設備を保有する取引スキームは自己託送利用者に該当する旨を記載すること</p> <p>(2)原案：「自己託送利用者に該当しない」 修正案：「自己託送利用者に原則として該当しない」</p>	<p>自己託送は、需要家が保有する自家用発電設備による余剰電力の有効活用を目的とした制度であり、本来、他者が保有する発電設備を用いて発電した電気を活用することを想定した仕組みではありません。足下で確認された事例においては、他者が開発・設置した発電設備の貸与を受けた上で、需要家が当該設備の名称上の管理責任者となることにより、自己託送を利用している場合があり、こうした事例については自己託送の制度趣旨に反するものと考えております。</p> <p>今回の自己託送の要件厳格化の内容は、現在の自己託送の活用状況を勘案し、要件が明確であること、再エネの導入拡大や電気事業制度全体とのバランス、自己託送を活用する案件が急増している実態も踏まえた迅速な対応が可能であるかといった点を考慮したものです。一般に再エネの導入に当たって、設備の調達手段として「リース」等のサードパーティが介在するモデルの活用を否定するものではありません。</p> <p>その上で、第68回電力・ガス基本政策小委員会における資料3にお示しした通り、自社で開発を行い、発電設備の完工に伴って請負契約等に基づく所有権の移転が行われるような場合については、自己託送を活用することは可能です。</p> <p>具体的な要件については、今回の指針に加え、第68回電力・ガス基本政策小委員会の資料3においても示された通り、今後事例を蓄積しつつ、Q&A等の作成を検討してまいります。</p>
	<p>以下2点要望する。</p> <p>(1) 密接な需要家と密接でない需要家の電力需要が差分計量や電力量計などで計測できるのであれば、当該一の需要場として認める。</p> <p>(2) 自己託送の消費電力として扱う電力は密接な需要家で消費した電力のみであることを記載する。</p>	<p>自己託送の制度趣旨を踏まえれば、自己託送により送電した電気の最終消費者に該当するのは、自家用発電設備を保有する需要家もしくは当該需要家と密接な関係を有する者であり、自己託送により送電した電気を自ら消費せずに、一の需要場所内で密接な関係を有しない他者に供給(融通)している事例については、自己託送の制度趣旨に反すると考えており、このような事例について自己託送の対象とはならないことを明確化することとしております。</p> <p>その上で、御指摘のようなケースにおいても、電気事業法施行規則第3条第1項第3号に該当することを確認いただく、もしくは、オフサイトPPAといった小売電気事業者を介した手法を活用いただくこと等により、需要家が自ら投資等を行った再エネ設備から電気の供給を受けることが可能です。</p> <p>また、各一般送配電事業者の託送供給等約款に規定される要件(各部分の所有者が異なるとき等)を満たせば、各部分をそれぞれ一の需要場所とし、それぞれの需要場所において接続供給契約を締結することが可能です。</p>

36	<p>3.自己託送における需要についての2段落目末尾に、「ただし、一の需要場所内の他の者全ての使用電力を区分管理している場合を除く」と追加明記をお願いしたい。</p> <p>【理由】</p> <p>弊社が属する業務他部門の多くのエネルギーは、オフィスビルや複合商業施設において消費されています。このような中、弊社においては、施設の省エネルギー化を推進する一方で、施設の屋上や駐車場を活用して太陽光パネルを設置して敷地内でグリーンエネルギーを創ることによりCO₂排出の削減を推進しています。しかしながら、特に都心部の施設においては太陽光パネルを設置するスペースに限りがあり、グリーンエネルギーの創造を拡大させて行くことは困難な状況（年間の施設消費電力の1～2％）です。このような中、既存FIT電源の環境価値を証書化して取引する非化石市場を活用して使用電力の実質グリーン化を図ることも実施しておりますが、非化石市場だけに依存するのではなく、自ら追加性のある再生エネルギーの拡大を図る方策として着目したのが、自己託送を活用した敷地外の太陽光発電所からのグリーンエネルギーの調達です。</p> <p>この取組において弊社は、自ら新たに土地を取得し太陽光発電設備を新設（土地所有者が希望する場合は弊社仕様の発電設備を土地所有者が新設した後に土地・設備を一括取得）し、弊社が所有するオフィスビルや複合商業施設等に、一般送配電事業者が維持・運用する送配電網を活用して発電と消費のバランスをとりながら送電します。なお、送電先のオフィスビルや複合商業施設等は、施設内の電気保安上の観点から一需要場所・一引込みを採用し一括受電しておりますので、自己託送電力の受電にあたっては、ホール・廊下、エレベーター、空調衛生・消防設備等の共用部で施設所有者が消費する電力と、賃貸区画でテナントが消費する電力を施設内で区分管理し、共用部の消費電力が敷地外の太陽光発電所から送電されてくる発電電力を上回らないよう管理します。（なお、テナントからのグリーン電力の要望については、自己託送電力についてはお断りし、非化石証書にて対応しております。）</p>	<p>自己託送の制度趣旨を踏まえれば、自己託送により送電した電気最終消費者に該当するのは、自家発電設備を保有する需要家もしくは当該需要家と密接な関係を有する者であり、自己託送により送電した電気を自ら消費せずに、一の需要場所内で密接な関係を有しない他者に供給（融通）している事例については、自己託送の制度趣旨に反すると考えており、このような事例について自己託送の対象とはならないことを明確化することとしております。</p> <p>その上で、テナントビル等においても、電気事業法施行規則第3条第1項第3号に該当することを確認いただく、もしくは、オフサイトPPAといった小売電気事業者を介した手法を活用いただくこと等により、需要家が自ら投資等を行った再生設備から電気の供給を受けることが可能です。</p> <p>また、各一般送配電事業者の託送供給等約款に規定される要件（各部分の所有者が異なるとき等）を満たせば、各部分をそれぞれ一の需要場所とし、それぞれの需要場所において接続供給契約を締結することが可能です。</p>
37	<p>令和五年十二月三十一日以前に申込みが完了している場合については、自己託送利用者に対し、指針順守のための改善を勧告し、逸脱期間の利用量を算定し、再生エネルギー課金を課すべきではないか。</p>	<p>改正前の指針等に基づいて実施されている自己託送は、関係法令等に違反しているとは認められないことから、今回の厳格化後の要件を遡及的に適用し契約解除等を強制することは困難であると認識しております。他方で、厳格化後の要件の適用開始までに期間を確保しすぎた場合、駆け込み案件が増加すること等も勘案し、今回の厳格化に当たっては、経過措置期間を短く設定しております。</p>

38	<p>戻課金の負担がないことを自己託送のメリットとして実施・波及することは、断じてあってはならないことと考えており、今回規制を行うことは理解できます。当社は、「自ら使う（再生エネルギー）電気は可能な限り自ら創ろう」という思想ならびに「都心部における脱炭素化」の実現策（※）と考え、自己託送制度を活用したプロジェクトを推進しています。</p> <p>（※）都心部においては太陽光パネル等再生可能エネルギー設備の設置が困難であるため、郊外にその活路を見出し、物流施設の開発を好機と捉え、当該物流施設の屋根上を最大限活用した再生エネルギーの開発および自己託送制度を活用してオフサイトの需要地にある施設での消費を実施。</p> <p>再生エネルギーを逃れようとする不適切な思想（発想）から制度の濫用を利用してスキームを構築するケースと根本的な思想が異なります。（真面目に）脱炭素に取り組んでいる者として、実態に即した意見を述べさせていただきます。</p> <p>委員会資料中（オフサイト）PPAを推奨している意見もあります。当社もPPAを否定する訳でもなく、活用しないつもりでもありません。当社は、デベロッパーの使命として（再生エネルギー）発電所を開発することも検討していきたいと考えています。PPAは、比較的受け身であり電気事業者が探してきた案件につき、検討・協議を行い合意した場合に成立すると認識しています。その場合には、当該電気事業者のバランシンググループにおいて電気の受給を行うこととなり、別途注目されている「追加性」という観点「自ら使う電気を自ら創る」という点においてはマイナスに働くと考えられています。事実、グローバルな企業（テナント）等においては追加性を求め、同時同量も求めてくる企業もあります。デベロッパーとして再生エネルギーの拡大を推進していくと共に自己託送制度を有効に活用していくことが、より追加性が高い再生エネルギーと考えており、社会的意義があると考えており、今後もPPAの活用と併せて検討していきたいと考えています。</p> <p>発電側の各種設備について、一律に（請負工事を除いて）譲渡や貸与を規制するのではなく「誰が、どこに発電所を開発したか」という点を判断の一番にするのが良いと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本来の自己託送の趣旨である「自家発電設備」が、自施設（もしくは密接な関係性のある者、以下同様）の屋根上等に設置する場合や自分の土地に設置した場合には、当該発電設備の所有形態は問わなくとも良いと考えます。 ・自家消費をしない場合も同様に、自家消費しているか否かの視点ではなく、自社の遊休地等当該自己託送をする者が所有しているか否かを要件にするのが良いと考えます。 <p>上記に該当しないケースにおいて、当該再生エネルギーにおける所有形態について制限の対象とすれば良いと考えます。</p>	<p>ご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
	<p>（１）最終的に電気を使用する者についても、自己託送を行う者もしくは密接な関係性を有する者に限定する点につき、理解できる側面もありますが、現時点において規制の対象とすることは避けていただきたいと思えます。</p> <p>（２）需要側の受変電設備については、当該需要側の建物所有者が所有すべき点については異論がなく、規制すべきと考えます。また、そうすることで、不適切な第三者への電力の融通が規制できると考えます。都心部における脱炭素化を推進していくためにも、テナントへの融通（前期（１））は認めていただきたいと考えます。</p> <p>（３）仮に、最終利用者＝テナントが不問となったとしても、当該自己託送実施者にて使用すべく自社で利用している部分および共用部分相当は規制の対象外と認識しています。また、それらを証明するエビデンス（宣誓書）を提示することも賛同します。</p>	<p>自己託送の制度趣旨を踏まえれば、自己託送により送電した電気の最終消費者に該当するのは、自家発電設備を保有する需要家もしくは当該需要家と密接な関係を有する者であり、自己託送により送電した電気を自ら消費せずに、一の需要場所内で密接な関係を有しない他者に供給（融通）している事例については、自己託送の制度趣旨に反すると考えており、このような事例について自己託送の対象とはならないことを明確化することとしております。</p> <p>その上で、テナントビル等においても、電気事業法施行規則第3条第1項第3号に該当することを確認いただく、もしくは、オフサイトPPAといった小売電気事業者を介した手法を活用いただくこと等により、需要家が自ら投資等を行った再生エネルギー設備から電気の供給を受けることが可能です。</p> <p>また、現行の託送供給等約款において、各一般送配電事業者の託送供給等約款に規定される要件（各部分の所有者が異なるとき等）を満たせば、各部分をそれぞれの需要場所とし、それぞれの需要場所において接続供給契約を締結することが可能です。</p>
	<p>今回規制の対象からは見送られている「案2」について、維持・運用を他社に委託することを規制するにあたっては、実態をよく検証したうえで慎重に検討して欲しいと思えます。</p>	<p>今回の自己託送の要件厳格化の内容は、現在の自己託送の活用状況を勘案し、要件が明確であること、再生エネルギーの導入拡大や電気事業制度全体とのバランス、自己託送を活用する案件が急増している実態も踏まえた迅速な対応が可能であるかといった点を考慮したものです。その上で、自己託送の在り方については、今後の自己託送の活用状況を踏まえつつ、再生エネルギー関連する電気事業政策の動向等に応じ、要件の厳格化や制度の見直しを排除せず、必要な検討を不断に行うこととしており、御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>その上で、案4を探る場合においても、テナントビル等においても、電気事業法施行規則第3条第1項第3号に該当することを確認いただく、もしくは、オフサイトPPAといった小売電気事業者を介した手法を活用いただくこと等により、需要家が自ら投資等を行った再生エネルギー設備から電気の供給を受けることが可能です。</p> <p>また、現行の託送供給等約款において、各一般送配電事業者の託送供給等約款に規定される要件（各部分の所有者が異なるとき等）を満たせば、各部分をそれぞれの需要場所とし、それぞれの需要場所において接続供給契約を締結することが可能です。</p>
39	<p>自己託送が自家消費の延長という前提にたてば、グループ内の再生エネルギー会社を活用したCNへの取組であれば、完全子会社からの譲渡に限定することなく、兄弟会社も含めた譲渡又は貸与等によるものも趣旨に反することはないかと許容可能ではないでしょうか。コーポアクトを検討いただき、それでもなお、本案に拘る理由があればご教示ください。</p>	<p>自己託送は、需要家が保有する自家発電設備による余剰電力の有効活用を目的とした制度であり、本来、他者が保有する発電設備を用いて発電した電気を活用することを想定した仕組みではありません。足下で確認された事例においては、他者が開発・設置した発電設備の貸与を受けた上で、需要家が当該設備の名称上の管理責任者となることにより、自己託送を利用している場合があり、こうした事例については自己託送の制度趣旨に反するものと考えております。したがって、他者が開発・設置した発電設備の譲渡又は貸与等を受けて、名称上の管理責任者となるような場合（完全子会社からの譲渡を除く）については、自己託送の対象とはならないことを明確化し、自ら開発投資を行い発電設備を設置している場合について自己託送の対象となることを明確化しております。</p> <p>今回の自己託送の要件厳格化の内容は、現在の自己託送の活用状況を勘案し、要件が明確であること、再生エネルギーの導入拡大や電気事業制度全体とのバランス、自己託送を活用する案件が急増している実態も踏まえた迅速な対応が可能であるかといった点を考慮したものです。その上で、自己託送の在り方については、今後の自己託送の活用状況を踏まえつつ、再生エネルギー関連する電気事業政策の動向等に応じ、要件の厳格化や制度の見直しを排除せず、必要な検討を不断に行うこととしており、御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
40	<p>12/26の有識者会議で配付された資料3、11頁のうち4項目目に、「原則として例外を認めないことを前提にしつつ、これと同等と認められるケースが明らかになった場合には、必要に応じて本委員会等で検討のうえ、判断していくこととはどうか」という記載がありますが、例えば、どのような事例が想定されるのでしょうか。ご教示ください。</p>	<p>具体的な事例について、現時点で想定するケースはございませんが、今後、今回検討された内容や考え方に変更を加える必要が考えられる場合等においては、審議会において検討することとなります。</p>
41	<ul style="list-style-type: none"> ・NO1の質問に関連し、発電側での厳格化の要件に、「発電設備の所有」に関する要件が加わると、組合型への影響も気になるところです。 ・電気事業法施行規則第2条第3号によると、太陽光発電設備等の非電気事業用電気工作物を維持・運用しているのは「組合」ではなく、「組合員」であると定めています。 ・また、組合契約で料金や費用負担について記載するとしています（同号イ・ロ）が、組合が電力供給に関与しないのであれば、この組合契約は電力供給契約と変わりがないこととなります。この点、実質的に電力供給契約を締結しているに過ぎないのに、密接な関係があるといえるのが明確ではないと考えますが、どのように整理していく方向でしょうか。ご教示ください。 	<p>今回の指針の改正は、電気事業法施行規則第2条第3号及び第3条第1項第3号に規定される要件に変更を加えるものではございません。</p>

42	<p>テナントビルなど密接な関係を有する者から他者に対して電気の融通を行うことに制限を加える理由として、不公平感の排除という意見があると聞いておりますが、制限を加えず許容した方が、自己託送を導入していないテナントビルは店子誘致等の面で競争力を失い淘汰されるため、かえって再エネ化の促進が図られるのではないのでしょうか。場合によっては、再エネ賦課金を負担する自己託送制度を新設するという選択も再エネの普及には有効と見做します。</p>	<p>自己託送は、需要家が保有する自家発電設備による余剰電力の有効活用を目的とした制度であり、本来、他者が保有する発電設備を用いて発電した電気を活用することを想定した仕組みではありません。足下で確認された事例においては、他者が開発・設置した発電設備の貸与を受けた上で、需要家が当該設備の名義上の管理責任者となることにより、自己託送を利用している場合があり、こうした事例については自己託送の制度趣旨に反するものと考えております。したがって、他者が開発・設置した発電設備の譲渡又は貸与等を受けて、名義上の管理責任者となるような場合（完全子会社からの譲渡を除く）については、自己託送の対象とはならないことを明確化し、自ら開発投資を行い発電設備を設置している場合について自己託送の対象となることを明確化しております。</p> <p>再エネ賦課金の負担の在り方については、今後、必要に応じた検討が必要であるとと考えております。</p>
43	<p>①需要場所内の借主が再エネ電力を調達する場合、借主が直接発電事業者又は小売電気事業者と直接契約することは出来ません。この場合、貸主の電気需給契約に左右されると理解しています。借主自らの事業に必要な電力を自己託送で調達することを否定することは、国内の再エネ率の拡大を鈍化させてしまうことに繋がりがかねない為、見直しを要望します。</p> <p>②今回の指針改定により要件を満たさない案件についてはオフサイトPPA等の活用を促すことを前提とされていると理解しています。小売電気事業者が介在するオフサイトPPAの多くは部分供給契約になると想定しています。部分供給契約の可否については、各エリアの送配電事業者の判断に委ねられますが、「部分供給に関する指針（平成24年12月資源エネルギー庁策定）」を理由に、「部分供給部分と負荷追従部分のいずれかが旧一般電気事業者であること」、もしくは「同一の新電力で全量供給とすること」以外の契約形態は送配電事業者から拒否される状況です。電力契約の在り方が多様化されていることから、同一でない新電力と新電力の部分供給についても可能として頂くよう制度の見直しもしくは送配電事業者への働きかけを要望します。</p> <p>③上記①②コメントの通り、自己託送の要件を改訂することは国内再エネ導入の弊害になると危惧しております。今回の制度改定の背景としては「再エネ賦課金の公平性」ということが趣旨になっている認識です。例えば今後の新規自己託送契約は、再エネ賦課金を徴収できる制度を整理することで、この形態での自己託送を認めることを検討して頂きますようお願いいたします。</p>	<p>今回の指針の改定の有無に関わらず、各一般送配電事業者の託送供給等約款に規定される要件（各部分の所有者が異なるとき等）を満たせば、各部分をそれぞれの需要場所とし、それぞれの需要場所において接続供給契約を締結することが可能です。したがって、御指摘の様な借主が自由に電気を調達する環境を整備する観点からは、貸主側において、借主の電気の調達の自由を保障する契約条件が設定されることが期待されます。</p> <p>小売電気事業者を介して需要家が特定の再エネ電源等から電気の供給を受けるオフサイトPPAにおいては、必ずしも部分供給が前提とはされてないこと承知しておりますが、御指摘の「部分供給に関する指針（平成24年12月資源エネルギー庁策定）」については、第68回 電力・ガス基本政策小委員会において、「競争環境上イコールフットディングとしていられきた制度が当時の目的とは異なる形で活用されている例はほかにもあると思う。例えば、常時バックアップや部分供給の緩和などクリームスキミング的な使われ方がされているものがないとはいえないと思う。本来の制度趣旨を逸脱した利用を許すことは結果的に利用者の負担増につながるため、システム改革の検証に当たっては、制度の利用の現状をしっかりと調査し、広域的な観点から制度の改定の要否について議論」が必要という旨の御意見があったことも踏まえ、今後、制度の在り方を検討してまいります。</p> <p>なお、今回の自己託送の要件厳格化は、自己託送制度の趣旨に照らして対象となる条件を明確にする観点から行うものですが、今後の自己託送の活用状況を踏まえつつ、再エネ政策や関連する電気事業政策の動向等に応じ、更なる要件の厳格化や制度の見直しを排除せず、必要な検討を不断に行うこととしております。</p> <p>また、再エネ賦課金の負担の在り方についても、必要に応じた検討を続けてまいります。</p>
44	<p>自己託送は、従来指針の通り、電気事業法（以下「法」）第38条第4項の「自家用電気工作物」を設置する者に限定すべきであり、法第38条第1項の「一般用電気工作物」にまでわざわざ拡大する必然性はない。</p> <p>一方、法全般にわたり、事業の譲渡に伴う設備の譲渡の規定はあるものの、それ以外での設備の譲渡または貸与による規定は見あたらず、非電気事業者である自己託送に対して譲渡または貸与をもって規制を加えることは、国の最量の範囲を逸脱し、行き過ぎているのではないかと考える。仮に将来、法の改定を行う場合にも著しくバランスを欠くことにつながるのではないかと。</p> <p>自己託送は、「自家用電気工作物」を設置する者（以下「供給者」）が、一般送配電事業者が維持管理する送配電網を介して、別の場所に「自家用電気工作物」を設置する者（以下「需要家」）へ送電するサービスとした上で、供給者及び需要家が、法第42条第1項の「保安規定」を定めて主務大臣に届け出、法第43条第2項の「主任技術者」を選任して主務大臣の許可を得たときに、これら供給者と需要家が同一法人または電気事業法施行規則（以下「施行規則」）第2条ないし第3条の「密接な関係」にあることを規定すれば良い。つまり、法第43条第4項ないし第5項の「自家用電気工作物の維持管理の責任」を負う。</p> <p>「一般用電気工作物」にまで拡大させない理由は、法第42条ないし第43条による規定がないために、自己責任が不明確になるからである。</p> <p>上記を提案する理由には他にもある。自己託送を実施しようとする者が一般送配電事業者に発電量調整供給契約及び接続供給契約を申し込んた際、供給者側、需要家側双方で主務大臣から許可を得た主任技術者の選任者が誰であるかを、一般送配電事業者が客観的なエビデンスをもって確認できる。さらに、密接な関係については、法第27条の33第1項の「特定供給許可」に関するエビデンスを確認すれば良い。いたずらに契約・手続きの事務工数が増えるわけでもなく、極めて現実的な手段である。</p>	<p>電気事業法第2条第5号において、「非電気事業用電気工作物」を新たに定義している理由は、本規定を自家用電気工作物を用いて定めると、一般用電気工作物を設置する者が対象外となってしまうためであり、指針においても当該条文の趣旨を正確に反映させるため、一般用電気工作物も対象であることを明確化することとした。なお、今回の自己託送の要件厳格化の内容は、現在の自己託送の活用状況を勘案し、要件が明確であること、再エネの導入拡大や電気事業制度全体とのバランス、自己託送を活用する案件が急増している実態も踏まえた迅速な対応が可能であるかといった点を考慮したものです。その上で、自己託送の在り方については、今後の自己託送の活用状況を踏まえつつ、再エネ政策や関連する電気事業政策の動向等に応じ、要件の厳格化や制度の見直しを排除せず、必要な検討を不断に行うこととしており、御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
45	<p>国土の狭い日本にとって複数拠点間の電力融通は再エネ導入の促進に有効であり、スキームの一つとして期待していた自己託送は、活用方法の是非はあるもののインセンティブとして働いていたことは疑いありません。再エネ賦課金に対する負担公平性の課題は理解でき、再エネ賦課金が今後の系統増強費用に割り当てられることを踏まえ、託送料金と同時に再エネ賦課金を徴収するの一案かと考えます。</p> <p>自己託送に関する発電量調整供給契約・接続供給契約（以下総称して「自己託送に関する契約」という。）の申込みを行った事業者が、令和5年12月31日までに一般送配電事業者に対して名義変更の申込みを行い、令和6年2月11日までに自己託送に関する契約に関する名義変更の申込みについて一般送配電事業者より承諾を取得し、かつ、同日までに名義変更手続も完了している案件については、今回の改正前の自己託送に関する指針が適用されるべきである。</p> <p>自己託送に関する契約の申込みを行った事業者が、令和5年12月31日までに一般送配電事業者に対して名義変更の申込みを行って受け付けられた後、令和6年1月1日以降に系統連系日等が特定された案件が存在しているものと認識している。さらに、このような案件の中には令和6年1月1日以降に当該特定がなされた後に一般送配電事業者より名義変更について承諾を得ている案件も存在すると認識している。</p> <p>上記のように令和5年12月31日までに自己託送に関する契約の申込みを行った事業者が一般送配電事業者に対して名義変更の申込みを行って受け付けられた案件については、当該申込みにより、附則との関係で令和5年12月31日以前に名義変更の申込みが完了していると言え、今回の改正前の指針が適用されるべきである。</p>	<p>自己託送の在り方については、今後の自己託送の活用状況を踏まえつつ、再エネ政策や関連する電気事業政策の動向等に応じ、要件の厳格化や制度の見直しを排除せず、必要な検討を不断に行うこととしております。再エネ賦課金の負担の在り方についても、必要に応じた検討が必要であるとと考えております。</p> <p>指針改正の通達附則では、発電設備の系統接続に係る契約の申込み（特別高圧及び高圧区分の発電設備においては、系統接続に係る契約の申込み）について規定しており、発電量調整供給契約・接続供給契約の申込みについては規定しておりません。</p> <p>指針改正の通達附則では、発電設備の系統接続に係る契約の申込み（特別高圧及び高圧区分の発電設備においては、系統接続に係る契約の申込み）について規定しており、発電量調整供給契約・接続供給契約の申込みについては規定しておりません。</p>
46	<p>再生可能エネルギー発電設備の調達方法として、リースは重要な役割を果たしており、そのことを念頭に今回の制度設計が望まれます。</p>	<p>今回の自己託送の要件厳格化の内容は、現在の自己託送の活用状況を勘案し、要件が明確であること、再エネの導入拡大や電気事業制度全体とのバランス、自己託送を活用する案件が急増している実態も踏まえた迅速な対応が可能であるかといった点を考慮したものです。一般にリースを活用して再エネ設備を調達することは、再エネの導入拡大に向けた有力な手段の一つであると認識しております。なお、自己託送の在り方については、今後の自己託送の活用状況を踏まえつつ、再エネ政策や関連する電気事業政策の動向等に応じ、要件の厳格化や制度の見直しを排除せず、必要な検討を不断に行うこととしており、ご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
47	<p>テナントビルでも、共用部などで最終需要家が自己託送事業者である部分については、厳格化の対象から除外されるものと理解しておりますが、共通理解が宜しいでしょうか。</p>	<p>自己託送の制度趣旨を踏まえれば、自己託送により送電した電気の最終消費者に該当するのは、自家発電設備を保有する需要家もしくは当該需要家と密接な関係を有する者であり、自己託送により送電した電気を自ら消費せずに、一の需要場所内で密接な関係を有しない他者に供給（融通）している事例については、自己託送の制度趣旨に反すると考えており、このような事例について自己託送の対象とはならないことを明確化することとしております。</p> <p>その上で、テナントビル等においても、電気事業法施行規則第3条第1項第3号に該当することを確認し、もしくは、オフサイトPPAといった小売電気事業者を介した手法を活用いただくこと等により、需要家が自ら投資等を行った再エネ設備から電気の供給を受けることが可能です。</p> <p>また、各一般送配電事業者の託送供給等約款に規定される要件（各部分の所有者が異なるとき等）を満たせば、各部分をそれぞれの需要場所とし、それぞれの需要場所において接続供給契約を締結することが可能です。</p>

48	<p>「他の者が設置した非電気事業用電気工作物を譲渡又は貸与等を受けて維持し、及び運用する者は自己託送利用者に該当しない。」とありますが、他の者からの譲渡の場合は、「需要家が自ら再生エネルギー設備に投資」（12/26有識者会議配付資料3、8頁）を行う場合と投資形態に差はなく、また、「自家発自家消費の延長として、需要家の保有する自家発電設備の有効活用という自己託送の制度趣旨」（同5頁）にも則っていると解釈します。つきましては再生エネルギー導入促進の観点から、他の者からの譲渡の場合については、自己託送の対象とするのが有効と考えます。</p>	<p>需要家の保有する自家発電設備の有効活用という自己託送の制度趣旨を踏まえ、自ら開発投資を行い発電設備を設置している場合について自己託送の対象となることを明確化しております。したがって、他者が設置した設備の譲渡を受ける場合（完全子会社からの譲渡を除く）は自己託送の制度趣旨に反するものと考えます。今回の自己託送の要件厳格化の内容は、現在の自己託送の活用状況を勘案し、要件が明確であること、再生エネルギー導入拡大や電気事業制度全体とのバランス、自己託送を活用する案件が増えている実態も踏まえた迅速な対応が可能であるかといった点を考慮したものです。その上で、自己託送の在り方については、今後の自己託送の活用状況を踏まえつつ、再生エネルギー関連する電気事業政策の動向等に応じ、要件の厳格化や制度の見直しを排除せず、必要な検討を不断に行うこととしており、御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
49	<p>新基準では自己託送を利用する者は、自己託送および電気設備維持運用の専門知識が必要であり、かつ、大型の発電所を保有することが予想されるため、制度を活用できる者はそれらを全て兼ね備えたごく一部の者に限定されることが考えられます。組織をグループ化している民間企業では、電気設備維持運用の専門知識を持つ会社、あるいは自己託送の専門知識を持つ会社等がグループ会社として存在することは珍しくなく、それらの企業がグループで共同して自己託送に取り組むことは、制度の趣旨に反することではなく、再生エネルギーの普及に寄与するものと考えられます。つきましては、需要家のグループ会社が保有し維持運用する発電所からの自己託送に限り認めていただく事を希望します。</p>	<p>第68回電力・ガス基本政策小委員会においては、自己託送において発電設備の維持・運用に係る主たる業務を外部委託しているような場合には、自己託送の対象ではないことを明確化することも検討されましたが、どのような業務を自ら実施すべきと位置付けるかについて整理が必要であることや、外部委託している場合であっても、あくまで業務の責任主体は委託元であり、その繰り引きについて精査が必要であること等から、今回の改正内容には含まれておりません。自己託送は、需要家が保有する自家発電設備による余剰電力の有効活用を目的とした制度であり、本来、他者が保有する発電設備を用いて発電した電気を活用することを想定した仕組みではありません。足下で確認された事例においては、他者が開発・設置した発電設備の貸与を受けた上で、需要家が当該設備の名称上の管理責任者となることにより、自己託送を利用している場合があり、こうした事例については自己託送の制度趣旨に反するものと考えております。したがって、他者が開発・設置した発電設備の譲渡又は貸与等を受ける場合（完全子会社からの譲渡を除く）については、自己託送の対象とはならないことを明確化し、自ら開発投資を行い発電設備を設置している場合について自己託送の対象となることを明確化しております。</p>
50	<p>国はオフサイトPPAを推奨していく方針と理解しましたが、オフサイトPPAでは、発電事業者が小売電気事業者の言い値で電力を販売せざるを得ず、発電事業者にとって取組みづらい面があるのが現状です。一方で、「他の者が設置した非電気事業用電気工作物を譲渡又は貸与等を受けて維持し、及び運用する」形態の自己託送が引き続き許容される場合、発電事業者は小売電気事業者を介さず需要家に電力を供給できることで、オンサイトPPAと比べ販売価格に多少の柔軟性が生じ、再生エネルギーの普及に寄与するものと考えられます。つきましては、後段の形態を存続させつつ、再生エネルギー課金の負担を前提とする自己託送制度を新設されてはいかがでしょうか。新設すれば、再生エネルギー課金の負担の有無に関する不公平感も解消されると解釈いたします。</p>	<p>今回の自己託送の要件厳格化の内容は、要件が明確であること、再生エネルギー導入拡大や電気事業制度全体とのバランス、自己託送を活用する案件が増えている実態も踏まえた迅速な対応が可能であるかといった点を考慮したものです。その上で、今後の自己託送の活用状況を踏まえつつ、再生エネルギー関連する電気事業政策の動向等に応じ、要件の厳格化や制度の見直しを排除せず、必要な検討を不断に行うこととしております。また、再生エネルギー課金の負担の在り方についても、必要に応じた検討をしております。</p>
51	<p>オンサイトで自家用の発電を行う場合、投資の形態として広くPPA方式が広まっており再生エネルギーの普及の一助になっているとの理解ですが、自家発電設備の設置スペースの制限からこれを敷地外に設け、ネットワークを介して供給する形態が「自己託送」であり、この制度を活用したい需要家にとっては、オンサイト同様、投資上の理由から第三者保有モデルを活用できる余地を残していただくことを希望します。制度改正の趣旨は、突き詰めれば「再生エネルギー課金負担における公平性の担保」との理解から以下2点提案いたします。 1. 100%の資本関係にある親子、兄弟グループ会社間、あるいは従来の組合方式の構成会社が所有する発電設備においては、現行の制度を維持（グループ内、構成会社内に専門性のある発電事業者が存在する場合に対する特例措置） 2. その他の発電設備の所有形態に関しても改正は行わず、再生エネルギー課金に併せて徴収することとする（オフサイトPPAの活用促進にあたり、小売電気事業者の需給調整費用などの中間マージンがまだ高止まりする中、コスト優位なアグリゲータの活用などによる自己託送と競争を促す意図）</p>	<p>今回の自己託送の要件厳格化の内容は、要件が明確であること、再生エネルギー導入拡大や電気事業制度全体とのバランス、自己託送を活用する案件が増えている実態も踏まえた迅速な対応が可能であるかといった点を考慮したものです。その上で、今後の自己託送の活用状況を踏まえつつ、再生エネルギー関連する電気事業政策の動向等に応じ、要件の厳格化や制度の見直しを排除せず、必要な検討を不断に行うこととしております。また、再生エネルギー課金の負担の在り方についても、必要に応じた検討をしております。</p>
52	<p>改正後の自己託送に係る指針案における「2. 自己託送利用者の範囲について」および「5. 自己託送に係る供給行為と特定供給との関係等について」の、自己託送利用者の定義に関する記載について、以下の通り、「原則として」の記載の追記を要望する。 「2. 自己託送利用者の範囲について」 （前略）自己託送利用者は、「原則として」自ら設置した法第2条第1項第5号ロに規定する非電気事業用電気工作物（以下単に「非電気事業用電気工作物」という。）を維持し、及び運用する者であり、他の者が設置した非電気事業用電気工作物を譲渡又は貸与等を受けて維持し、及び運用する者は自己託送利用者に該当しない。 「5. 自己託送に係る供給行為と特定供給との関係等について」 （前略）自己託送を利用しようとする者は、「原則として」他の者が設置した非電気事業用電気工作物を譲渡又は貸与等を受けて維持し、及び運用するのではなく、自ら設置した非電気事業用電気工作物を維持し、及び運用していること（当該者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物については、当該密接な関係を有する者が設置した非電気事業用電気工作物を維持し、及び運用していること）並びに自己託送により電気の供給を受ける一の需要場所において、当該者又は当該者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者から他の者に対して電気の融通が行われ、当該他の者が最終的に電気を使用する場合には、当該者と当該一の需要場所内における当該他の者全てとの間に密接な関係を有することを証する書類を提出するとともに、当該他の者以外に最終的に電気を使用する者が存在しないこと当該一の需要場所内における他の者が存在しない場合には、当該者又は当該者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者以外に最終的に電気を使用する者が存在しないことについて宣誓書を提出する必要がある。</p>	<p>自己託送は、需要家が保有する自家発電設備による余剰電力の有効活用を目的とした制度であり、本来、他者が保有する発電設備を用いて発電した電気を活用することを想定した仕組みではありません。足下で確認された事例においては、他者が開発・設置した発電設備の貸与を受けた上で、需要家が当該設備の名称上の管理責任者となることにより、自己託送を利用している場合があり、こうした事例については自己託送の制度趣旨に反するものと考えております。したがって、他者が開発・設置した発電設備の譲渡又は貸与等を受ける場合（完全子会社からの譲渡を除く）については、自己託送の対象とはならないことを明確化し、自ら開発投資を行い発電設備を設置している場合について自己託送の対象となることを明確化しております。今回の自己託送の要件厳格化の内容は、現在の自己託送の活用状況を勘案し、要件が明確であること、再生エネルギー導入拡大や電気事業制度全体とのバランス、自己託送を活用する案件が増えている実態も踏まえた迅速な対応が可能であるかといった点を考慮したものです。その上で、自己託送の在り方については、今後の自己託送の活用状況を踏まえつつ、再生エネルギー関連する電気事業政策の動向等に応じ、要件の厳格化や制度の見直しを排除せず、必要な検討を不断に行うこととしており、御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
53	<p>「最終的に電気を使用する者」の定義を明確にしていきたい。その中で以下に記述いただきたい。 オフィス、物流倉庫、データセンターなどの生産施設以外の大多数の建物施設や一部の商業施設においては、賃貸形式にてテナントが施設を利用する形態が一般的であるが、その場合、照明や空調などの電力負荷設備は建物側が管理し、入居するテナントに貸床だけでなく、照明や空調といった機能を総合的なサービスとして提供しているのが一般的。こういったテナント事業施設での電力の使用は、建物側がテナントへの機能提供のために最終使用していると考えられることの方が、設備投資をする建物側にとっては合理的な視点である。以上よりこのようなテナント事業のための施設における「最終的な電気を使用する者」は建物施設の賃貸事業者であると定義するのが妥当。</p>	<p>電力の小売営業に関する指針において、マンションやオフィスビル等におけるいわゆる高圧一括受電においては、一の需要場所におけるマンション各戸や各テナント等が最終的な電気の使用者であることが明確化されています。今回の指針に規定する「最終的に電気を使用する者」についても、当然にこの整理を踏襲しております。</p>
54	<p>第68回基本政策小委（2023年12月26日）資料3の頁5〜7に記載された、制度主旨に反すると考えられる事業について、電源種は全て再生エネルギーによるものとなっている。今回の改正案は、制度を悪用することを目的とした再生エネルギー売買取引事業者に対して厳格化する要件を課すべきではないのか。</p>	<p>自己託送は、需要家が保有する自家発電設備による余剰電力の有効活用を目的とした制度であり、本来、他者が保有する発電設備を用いて発電した電気を活用することを想定した仕組みではありません。足下で確認された事例においては、他者が開発・設置した発電設備の貸与を受けた上で、需要家が当該設備の名称上の管理責任者となることにより、自己託送を利用している場合があり、こうした事例については自己託送の制度趣旨に反するものと考えております。したがって、他者が開発・設置した発電設備の譲渡又は貸与等を受けて、名称上の管理責任者となるような場合（完全子会社からの譲渡を除く）については、自己託送の対象とはならないことを明確化し、自ら開発投資を行い発電設備を設置している場合について自己託送の対象となることを明確化しており、活用しているエネルギー源によって、扱いを変えることは想定しておりません。</p>

55	<p>今回示された自己託送に係る指針において、このたび示された改正案に賛成致します。そのうえで、下記の点についての改正を進めて頂きたい、早急なご検討をお願い致します。</p> <p>第68回 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会（2023年12月26日開催）における資料3（以下資料と記載）のP.14に示された「厳格化する要件の検討③：送電する電気の性格に係る要件」に示されたように、発電地点で一定の電気を消費していることを要件として、その地点における自家消費を除いた余剰電力を送電する場合のみ自己託送の対象とすべきと考えます。</p>	<p>第68回電力・ガス基本政策小委員会においては、自家消費を除いた余剰電力を送電する場合のみ自己託送の対象として明確化することも検討されましたが、電気事業を巡る環境は制度導入当初から大きく変化しており、再エネをはじめとした分散型電源の活用が進んでいることや、需要家が直接的に再エネ設備の導入を進めるニーズや事例が増加していることなどを踏まえれば、こうしたケースを一概に除外することが適切か、電気事業制度全体を俯瞰した検討が必要となることから、今回の改正内容には含まれておりません。</p> <p>今回の自己託送の要件厳格化の内容は、現在の自己託送の活用状況を勘案し、要件が明確であること、再エネの導入拡大や電気事業制度全体とのバランス、自己託送を活用する案件が急増している実態も踏まえた迅速な対応が可能であるかといった点を考慮したものです。その上で、自己託送の在り方については、今後の自己託送の活用状況を踏まえつつ、再エネ政策や関連する電気事業政策の動向等に応じ、要件の厳格化や制度の見直しを排除せず、必要な検討を不断に行うこととしており、御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
56	<p>リース契約等も自己託送制度にて活用できる設備の自己所有のひとつの形態として認めていただきたい。特に自己の遊休地を活用できる余地を残していただきたい。</p>	<p>自己託送は、需要家が保有する自家発電設備による余剰電力の有効活用を目的とした制度であり、本来、他者が保有する発電設備を用いて発電した電気を活用することを想定した仕組みではありません。足下で確認された事例においては、他者が開発・設置した発電設備の貸与を受けた上で、需要家が当該設備の意義上の管理責任者となることにより、自己託送を利用している場合があり、こうした事例については自己託送の制度趣旨に反するものと考えております。</p> <p>今回の自己託送の要件厳格化の内容は、現在の自己託送の活用状況を勘案し、要件が明確であること、再エネの導入拡大や電気事業制度全体とのバランス、自己託送を活用する案件が急増している実態も踏まえた迅速な対応が可能であるかといった点を考慮したのですが、一般に再エネの導入に当たって、設備の調達手段として「リース」を活用することを否定するものではありません。</p> <p>なお、御指摘の遊休地の活用については自己託送に限らず、小売電気事業者を介して需要家が特定の再エネ電源等から電気の供給を受けるオフサイトPPA等を活用することにより、需要家主導での再エネの導入拡大を図ることが可能です。</p>
57	<p>完全子会社に限定するのは、範囲が狭すぎるのではないかと思料いたします。高額な設備を取得する際の形態としては制度趣旨に合致しうる形態も存在し得ると思料いたしますので、引き続き慎重な議論をお願いしたい。</p>	<p>今回の自己託送の要件厳格化の内容は、現在の自己託送の活用状況を勘案し、要件が明確であること、再エネの導入拡大や電気事業制度全体とのバランス、自己託送を活用する案件が急増している実態も踏まえた迅速な対応が可能であるかといった点を考慮したものです。その上で、自己託送の在り方については、今後の自己託送の活用状況を踏まえつつ、再エネ政策や関連する電気事業政策の動向等に応じ、要件の厳格化や制度の見直しを排除せず、必要な検討を不断に行うこととしており、御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
58	<p>審議会でも議論されていたが維持・運用について、自己託送利用者からの委託された者の要件を定義するなどにより、専門性が高い事業者が担う余地を残しておくべきと思料いたします。</p>	<p>第68回電力・ガス基本政策小委員会においては、自己託送において発電設備の維持・運用に係る主たる業務を外部委託しているような場合には、自己託送の対象ではないことを明確化することも検討されましたが、どのような業務を自ら実施すべきと位置付けるかについて整理が必要であることや、外部委託している場合であっても、あくまで業務の責任主体は委託元であり、その線引きについて精査が必要であること等から、今回の改正内容には含まれておりません。</p>
59	<p>フランチャイザー/フランチャイジーの関係性においても緊密な関係性が成立する場合も考えるので、引き続き慎重な議論をお願いしたい。</p> <p>【理由】</p> <p>資源エネルギー庁の自己託送Q&A(※1)に掲載されている回答から、フランチャイザーとフランチャイジーの関係は緊密な関係にあたるかと捉えている。さらに自己託送に係る指針(※2)記述の「一方の者から他方の者に対して事業に必要かつ当該一方の者以外の第三者への代替が困難な原材料、製品、役務等の提供が長期にわたって継続的に行われていることにより、当該一方の者と当該他方の者において社会通念上一つの企業とみなし得る関係等」に該当する為、フランチャイズの関係性においても緊密な関係性が成立する場合も考えるので、引き続き慎重な議論をお願いしたい。</p> <p>(※1)https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/zikotakusou/faq/faq.html</p> <p>(※2)自己託送に係る指針(R5.4.1 経済産業省)</p>	<p>改正前の本指針及び自己託送に係るQ&A等の関係文書等において、フランチャイザーとフランチャイジーの関係であることをもって、自己託送における密接な関係が認められるとは規定していません。御指摘のフランチャイザーとフランチャイジーにおける密接な関係についても、関係規定に規定する各要件に照らして判断されることとなります。</p>
60	<p>【該当箇所】</p> <p>2. 自己託送利用者の範囲について</p> <p>他の者が設置した非電気事業用電気工作物を譲渡又は貸与等を受けて維持し、及び運用する者は自己託送利用者に該当しない。</p> <p>【意見内容】</p> <p>「該当しない」と断定するのではなく「原則として該当しない」などへの記述変更をお願いしたいと思います。</p>	<p>自己託送は、需要家が保有する自家発電設備による余剰電力の有効活用を目的とした制度であり、本来、他者が保有する発電設備を用いて発電した電気を活用することを想定した仕組みではありません。足下で確認された事例においては、他者が開発・設置した発電設備の貸与を受けた上で、需要家が当該設備の意義上の管理責任者となることにより、自己託送を利用している場合があり、こうした事例については自己託送の制度趣旨に反するものと考えております。</p> <p>今回の自己託送の要件厳格化の内容は、現在の自己託送の活用状況を勘案し、要件が明確であること、再エネの導入拡大や電気事業制度全体とのバランス、自己託送を活用する案件が急増している実態も踏まえた迅速な対応が可能であるかといった点を考慮したものです。その上で、自己託送の在り方については、今後の自己託送の活用状況を踏まえつつ、再エネ政策や関連する電気事業政策の動向等に応じ、要件の厳格化や制度の見直しを排除せず、必要な検討を不断に行うこととしており、御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
61	<p>【一の需要場所において】とあるが、これまで認めていた複数需要場所への自己託送は認めないのでしょうか。複数の需要場所を一つのBGとすることで自己託送を行っていたものが制度上不可となることはPPA（小売り電気事業者）に頼らず自己でカーボンニュートラルを推進している側としては非常に困ります。これまで認めていただいている、複数需要場所への自己託送は、自社所有の発電所の利活用の幅を確保してきたメリットがあり、それが欠如すると自己所有する発電所への設備投資意欲の鈍化が想定され、再エネ導入を検討している企業への足枷になる恐れがある。結果として我が国の脱炭素の進展に影響することを危惧致します。</p>	<p>御指摘の「一の需要場所において」とは、一つ一つの需要場所内において、という意味合いであり、複数の需要場所への自己託送を一律に認めないことを意味するものではありません。</p>
62	<p>改正案においては、自己託送利用者自身が非電気事業用電気工作物を維持・運用する必要があるとの指針になっているが、自己託送利用者自身が全ての維持・運用業務を担うのではなく、自己託送利用者が外部事業者等へ委託し、維持・運用業務を行うケースについても自己託送の要件として認可することを検討頂きたい。</p>	<p>第68回電力・ガス基本政策小委員会においては、自己託送において発電設備の維持・運用に係る主たる業務を外部委託しているような場合には、自己託送の対象ではないことを明確化することも検討されましたが、どのような業務を自ら実施すべきと位置付けるかについて整理が必要であることや、外部委託している場合であっても、あくまで業務の責任主体は委託元であり、その線引きについて精査が必要であること等から、今回の改正内容には含まれておりません。</p>
63	<p>「自己託送の利用者の範囲について」なのですが、リース契約なども、自己託送用の発電所(発電設備)を自己所有する形として認めていただきたくコメントいたします。</p> <p>リース契約の様な高額な設備を導入する形が自己託送で利用可能な太陽光発電所の要件に合致しないこととされた場合に、再エネを普及拡大していこうとしている需要者の太陽光発電設備の導入有意欲が阻害され、再エネ普及の足枷になってしまうのではないかと懸念しております。ご考慮いただけたら幸いです。</p>	<p>自己託送は、需要家が保有する自家発電設備による余剰電力の有効活用を目的とした制度であり、本来、他者が保有する発電設備を用いて発電した電気を活用することを想定した仕組みではありません。足下で確認された事例においては、他者が開発・設置した発電設備の貸与を受けた上で、需要家が当該設備の意義上の管理責任者となることにより、自己託送を利用している場合があり、こうした事例については自己託送の制度趣旨に反するものと考えております。</p> <p>今回の自己託送の要件厳格化の内容は、現在の自己託送の活用状況を勘案し、要件が明確であること、再エネの導入拡大や電気事業制度全体とのバランス、自己託送を活用する案件が急増している実態も踏まえた迅速な対応が可能であるかといった点を考慮したのですが、一般に再エネの導入に当たって、設備の調達手段として「リース」を活用することを否定するものではありません。</p>

64	<p>他社から自家用発電設備のリース等を受けていても、自己託送制度の趣旨に沿うケースについては、個別に判断いただき自己託送として認めていただきたい。</p> <p>発電設備を所有するか、リース等で導入するかで、省エネ法上の評価が変わることは不適切である。リース等での発電設備の導入も認めていただきたい。</p>	<p>自己託送は、需要家が保有する自家用発電設備による余剰電力の有効活用を目的とした制度であり、本来、他者が保有する発電設備を用いて発電した電気を活用することを想定した仕組みではありません。足下で確認された事例においては、他者が開発・設置した発電設備の貸与を受けた上で、需要家が当該設備の名称上の管理責任者となることにより、自己託送を利用している場合があります。こうした事例については自己託送の制度趣旨に反するものと考えております。</p> <p>今回の自己託送の要件厳格化の内容は、現在の自己託送の活用状況を勘案し、要件が明確であること、再エネの導入拡大や電気事業制度全体とのバランス、自己託送を活用する案件が急増している実態も踏まえた迅速な対応が可能であるかといった点を考慮したのですが、一般に再エネの導入に当たって、設備の調達手段として「リース」を活用することを否定するものではありません。</p>
65	<p>発電設備を他の者が設置した場合には自己託送が認められないとしているが、自己託送の指針に沿った運用は可能と考える。なお、文中の「譲渡」及び「貸与」の定義を別途明確にし、特に譲渡の場合は有償、無償の考え方を明確にすべき。</p> <p>自己託送制度のもでの発電設備の導入では、多くのケースで補助金の対象から外れることから、需要家にとって導入段階での設備費用の負担でハードルが高くなっている。そのため初期費用が発生しない契約方式として、発電設備のリース契約や発電した電力量に応じて毎月支払う第三者所有モデルが求められている。本来の想定である需要家が保有する自家用発電設備による余剰電力の有効活用にニーズは留まらないことを強調したい。</p> <p>そういった契約方式は従来の自己託送に係る指針における発電設備を「維持し、及び運用する」ことが保証できないため、今回の指針改定に至っていると思われる。一方で改定後の指針で認められる「発電設備の完工に伴って請負契約等に基づく所有権の移転が行われる」ケースにおいても、自己託送実施期間中の設備の維持管理は第三者に委託するのが一般的である。これらを踏まえると、今回の指針の厳格化要件検討¹で認可可否の線引きは、自社で開発投資を行うか否かに落ちつき、それは従来の指針に抵触するものではないと考えられる。</p> <p>また、今回の指針改定には未だ明文化されていないが、発電設備の維持・運用に係る業務を自社で完結させるためには、人材の育成や高額なシステムの導入が必要となり、現実的ではなくなる。発電設備の維持管理と発電量予測・需要量予測に関しては、需要家自らがその運用状況を確認できる仕組みが確立されていることが条件になると思われる。</p> <p>総じて自己託送スキームを選択する理由が即ち再エネ賦課金の支払いを逃れることと考えるのは短絡的である。自己託送は需要家にとって自家消費の延長として考えられており、追加性の観点から温室効果ガス削減に貢献すると言える。再エネ賦課金については、少なくとも自家消費と公平な形で制度設計をするべき。</p>	<p>自己託送は、需要家が保有する自家用発電設備による余剰電力の有効活用を目的とした制度であり、本来、他者が保有する発電設備を用いて発電した電気を活用することを想定した仕組みではありません。足下で確認された事例においては、他者が開発・設置した発電設備の貸与を受けた上で、需要家が当該設備の名称上の管理責任者となることにより、自己託送を利用している場合があります。こうした事例については自己託送の制度趣旨に反するものと考えております。</p> <p>今回の自己託送の要件厳格化の内容は、現在の自己託送の活用状況を勘案し、要件が明確であること、再エネの導入拡大や電気事業制度全体とのバランス、自己託送を活用する案件が急増している実態も踏まえた迅速な対応が可能であるかといった点を考慮したのですが、一般に再エネの導入に当たって、設備の調達手段として「リース」等を活用することを否定するものではありません。</p> <p>なお、御指摘の譲渡における有償・無償の考え方については有償・無償を問いません。譲渡及び貸与に該当するか否かの判断が難しい事例等があれば、必要に応じてQ&A等の作成を検討してまいります。</p> <p>また、再エネ賦課金の負担の在り方についても、必要に応じて検討を行うこととしております。</p>
66	<p>「他の者が設置した非電気事業用工作物を譲渡又は貸与等を受けて維持し、及び運用する者は自己託送利用者に該当しないが、完全子会社からの譲渡の場合のみは認める」というのはあくまでも、譲渡又は貸与等の場合のみであり、自己託送を利用するものと密接な関係性を持つものが設備を所有する形態での自己託送は、これまで通り可能との理解で宜しいでしょうか？</p>	<p>御質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、指針の「2. 自己託送利用者の範囲について」において、「当該自己託送利用者と「経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物」（当該経済産業省令で定める密接な関係を有する者が自ら設置した非電気事業用電気工作物に限る。）を用いて発電し、又は放電した電氣も併せて送電することが可能である。」と規定しているとおり、自己託送利用者と密接な関係を有する者が維持運用する発電設備についても自己託送に利用する場合は、当該発電設備は当該密接な関係を有する者が自ら設置した発電設備である必要があり、他者が設置した発電設備の譲渡又は貸与等を受けて、当該密接な関係を有する者が維持運用する場合は認められません。</p>
67	<p>百貨店やショッピングモール等の業種は、テナントを集めてお客様に多様なサービスを提供することを生業としており、テナントも含めた建物全体の省エネの責任を省エネ法上負っている。にもかかわらず、当該業種のテナントが入った建物を「自己託送の需要」として認めないことは公平性を欠き、当該業種の省エネ推進を妨げることになるため、当該業種のテナントが入った建物も「自己託送の需要」として認めるべきである。</p>	<p>自己託送の制度趣旨を踏まえれば、自己託送により送電した電氣の最終消費者に該当するのは、自家用発電設備を保有する需要家もしくは当該需要家と密接な関係を有する者であり、自己託送により送電した電氣を自ら消費せずに、一の需要場所内で密接な関係を有しない他者に供給（融通）している事例については、自己託送の制度趣旨に反すると考えており、このような事例について自己託送の対象とはならないことを明確化することとしております。</p> <p>その上で、テナントビル等においても、電気事業法施行規則第3条第1項第3号に該当することを確認いただく、もしくは、オフサイトPPAといった小売電気事業者を介した手法を活用いただくこと等により、需要家が自ら投資等を行った再エネ設備から電氣の供給を受けることが可能です。</p> <p>なお、省エネ法における評価の在り方等については今回の意見募集の対象ではございませんが、御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
68	<p>(1) 今回の改正に伴い、宣誓書の項目が変更になる場合は、すべての一般送配電事業者においてフォーマットを統一頂きたい。</p> <p>(2) 2023年12月26日付の公開資料において、「自社で開発投資を行い、発電設備の完工に伴って請負契約等に基づく所有権の移転が行われる場合は、他者が開発・設置した発電設備の譲渡には該当しない」旨の記載があるが、改正後の指針において本内容はどこに記載されているか。</p> <p>(3) 「自社で開発投資を行い、発電設備の完工に伴って請負契約等に基づく所有権の移転が行われる場合は、他者が開発・設置した発電設備の譲渡には該当しない」ということだが、一般送配電事業者側でどのように判断するのか。例えば、系統連系までには売買契約書の提出を自己託送利用者に求めるのか。それとも事後的に確認を行う予定か。</p> <p>(4) 今回の改正に伴い、連系済みの他社所有発電所を中古で購入する場合は、当該発電所を自己託送に利用できないということか。</p>	<p>宣誓書等の申請様式や基準に適合することの証憑に関しては、今後、準備が整い次第、各一般送配電事業者からお示しする予定です。</p> <p>御指摘の審議会資料における記載は、改正後の指針における「自己託送利用者は、自ら設置した法第2条第1項第5号口に規定する非電気事業用電気工作物（以下単に「非電気事業用電気工作物」という。）を維持し、及び運用する者である必要があり、他者が設置した非電気事業用電気工作物を譲渡又は貸与等を受けて維持し、及び運用する者は自己託送利用者に該当しない。」との規定の趣旨を明確にしたものであり、指針において直接的な規定はありませんが、その趣旨に変更はありません。なお、具体的な要件については、今回の指針に加え、第68回電力・ガス基本政策委員会の資料3においても示された通り、今後事例を蓄積しつつ、Q&A等の作成を検討してまいります。</p> <p>御指摘の「連系済みの他社所有発電所を中古で購入する場合」に、自己託送は利用できません。</p>

69	<p>近年、企業の再生可能エネルギー使用比率向上や自治体による地域の脱炭素化が求められている中、自社グループの拠点や自治体が保有する敷地などに太陽光発電設備などを設置し、発電した電力を自ら使用する自家消費や別拠点へ託送する自己託送の取り組みが注目されており、地球温暖化対策としても大変有効な制度だと考えております。</p> <p>このたび意見公募されている「自己託送に係る指針（改正案）」では、その「3. 自己託送における需要について」において、「当該他の者が最終的に電気を使用する場合においては、当該者と当該一の需要場所内における当該他の者全との間に施行規則第3条第1項及び本指針に規定する密接な関係がなければ、当該一の需要場所における需要は、当該者及び当該者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者の自己託送における需要に該当しない。」と示されています。</p> <p>自己託送先の需要場所としては、本社自社ビル、自社工場などが考えられますが、いずれの施設においても、営利目的のテナント経営ではなく従業員の利用のために、食堂、売店が入っているのが一般的だと考えます。</p> <p>こうした中で、需要場所の施設の一部にテナントを含んでいるだけで、自己託送制度が活用できないとの判断がなされることになれば、現実的に自己託送出来る施設ははばなくなってしまうことを懸念しております。</p> <p>そこで、自己託送により電気の供給を受けるすべての者が「密接な関係」を有していなければ一律に制度を活用できないとする需要家側の制限を設けることのないように意見を述べさせていただきます。</p> <p>もし、改正案のまま全ての施設に適用された場合については、自社使用電力量とテナント使用電力量の割合で自社使用電力量の割合が主の場合は自己託送可能にするなどの配慮を講じて頂きたい。</p>	<p>一の需要場所内において、専ら自己託送利用者に供される業務等（例えば、当該利用者が占有する建物内において外部の者が出入りできない空間（セキュリティゲートの内側等）において専ら当該利用者が雇用する者等に対して提供することを目的としたサービスや、当該利用者が他者に同サービスの提供を業務委託している場合など）において使用される電気については、現時点では、指針の「3. 自己託送における需要について」に規定している「自己託送により電気の供給を受ける一の需要場所において、自己託送を利用しようとする者又は当該者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者から他の者に対して電気の融通（一の需要場所内における電気のやり取りをいう。）が行われ、当該他の者が最終的に電気を使用する場合」に該当しないものと考えております。具体的な事例等については、今後、弊庁HPにおいてQAにて明確化する予定です。ただし、今後、自己託送の活用状況などを総合的に勘案し、不適切な事例等が認められた場合には、この考え方を改める可能性があることに御留意ください。なお、これに該当しない場合も、電気事業法施行規則第3条第1項第3号に該当することを確認いただく、もしくは、オフサイトPPAといった小売電気事業者を介した手法を活用いただくことが可能です。</p>
70	<p>・所謂、再エネ賦課金逃れ防止の観点から、当初の制度趣旨に反した自己託送を禁止するというエネ庁の強い思いはとても理解できます。</p> <p>一方で、所有かリース等かという外形的な形態だけで判断した場合、制度趣旨に適切に則って本来禁止する必要のない自己託送まで（ある意味巻き添えで）禁止してしまうという大きな副作用を生じさせる恐れがあると考えます。かかる観点から、以下の2点を要望します。</p> <p>（1）所有かリース等かという外形的な基準だけで自己託送の可否を判断することの妥当性に関する継続議論</p> <p>12月26日の電ガ小委でも複数の委員からこうした意見が出ているほか、今回の意見募集でも同様の意見が複数出されるものと想定されます。電ガ小委において、イメージだけではなく実際のリース等の自己託送の事例を示して頂いた上で、改めてご審議頂きたいと考えます。</p> <p>（2）改定指針案の記載の一部追記</p> <p>12月26日の電ガ小委資料3のP11には、完全子会社からの譲渡を除いて、原則として例外を認めないことを前提としつつ、これと同等と認められるケースが明らかになった場合には、必要に応じて本委員会等で検討の上、判断していく、とあります。しかし、現行の指針案では、完全子会社からの譲渡以外は（一切例外は認めず）所有でなければ一切NGという内容と認識しており、審議会資料と微妙に整合していないように感じます。こうした点を踏まえ、例えば、「自己託送利用者に該当しないことを基本とする」とするなど、必ずしも所有の形態ではなくても制度趣旨に適切に則しているものと判断された場合には、自己託送が可能となる道を残していただきたいと考えます。</p>	<p>自己託送は、需要家が保有する自家発電設備による余剰電力の有効活用を目的とした制度であり、本来、他者が保有する発電設備を用いて発電した電気を活用することを想定した仕組みではありません。足下で確認された事例においては、他者が開発・設置した発電設備の貸与を受けた上で、需要家が当該設備の名義上の管理責任者となることにより、自己託送を利用している場合があり、こうした事例については自己託送の制度趣旨に反するものと考えております。</p> <p>今回の自己託送の要件厳格化の内容は、現在の自己託送の活用状況を勘案し、要件が明確であること、再エネの導入拡大や電気事業制度全体とのバランス、自己託送を活用する案件が急増している実態も踏まえた迅速な対応が可能であるかといった点を考慮したものでありますが、一般に再エネの導入に当たって、設備の調達手段として「リース」を活用することを否定するものではありません。</p> <p>今回の指針の改正案は第68回電力・ガス基本政策小委員会でもお示しをしており、審議会資料と微妙に整合していないのと御指摘には当たらないと認識しております。その上で、今後、今回検討された内容や考え方に変更を加えることが必要と考えられる場合等においては、審議会において検討することとなります。</p>
71	<p>自己託送を導入しようとする企業の発電設備導入や資金を確保する手段を制限することは資本主義経済下の我が国における自由な経済活動を制限するものであり不当ではないでしょうか。</p> <p>オフィスビルにおいてはビルオーナーが一括で電力契約を締結することが一般的です。自己託送の対象とすることはビル賃貸業や貸借で事業拠点を確保する者に対し不公平な取り扱いになりませんかでしょうか。</p> <p>オフサイト送電を事実上PPAに限定することにつながり電力会社に政策による利益誘導が発生する、需要家には負担増を招き経済活動を阻害することになりませんかでしょうか。</p>	<p>今回の自己託送の要件厳格化の内容は、要件が明確であること、再エネの導入拡大や電気事業制度全体とのバランス、自己託送を活用する案件が急増している実態も踏まえた迅速な対応が可能であるかといった点を考慮したものです。その上で、今後の自己託送の活用状況を踏まえつつ、再エネ政策や関連する電気事業政策の動向等に応じ、要件の厳格化や制度の見直しを排除せず、必要な検討を不断に行うこととしております。再エネ賦課金の負担の在り方についても、必要に応じた検討をしてまいります。</p> <p>なお、今回の指針の改定の有無に関わらず、各一般送配電事業者の託送供給等約款に規定される要件（各部分の所有者が異なるとき等）を満たせば、各部分をそれぞれ一の需要場所とし、それぞれの需要場所において接続供給契約を締結することが可能です。</p> <p>また、再エネ等の電源をオフサイトに送電される場合には、自己託送やオフサイトPPA以外にも、特定供給や一般的な卸供給など、複数の選択肢から供給条件等に応じてその形態を選択することが可能です。</p>